

# 会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

平成 25 年 3 月 5 日 (第 1 日目)

議 長 (青木幸保君)

ただいまから、平成 25 年第 1 回平泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に入るに先立ち、一昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で犠牲になられた方々のご冥福と被災地の一日も早い復興をお祈りし、皆さんで黙祷をささげたいと思います。ご起立願います。黙祷。

(黙 祷)

議 長 (青木幸保君)

黙祷終わります。ありがとうございました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、平成 24 年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果の報告について町長から報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から平成 24 年 11 月分から平成 25 年 1 月分までの現金出納検査の結果について及び平成 24 年度 11 月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長 (青木幸保君)

続いて、広域連合議会議員から岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、石川章議員。

6 番、石川章議員。

6 番 (石川章君)

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

25 ページの裏をお開き願いたいと思います。

平成25年2月、岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会。期日、平成25年2月19日午後2時から。場所、岩手県自治会館。付議事件、(1) 議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、(2) 議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例、(3) 議案第3号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)、(4) 議案第4号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、(5) 議案第5号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、(6) 議案第6号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、以上6件の議案が上程されました。

それでは、26ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、県の例に準じ、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。原案のとおり可決されました。

次に、27ページをお開き願いたいと思います。

議案第2号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例。

岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、平成25年度における保険料軽減措置の実施に伴い、所要の改正をしようとするものであります。これも原案のとおり可決されました。

次に、28ページをお開き願いたいと思います。

議案第3号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)。

平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,378万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,742万7,000円とする。これも原案どおり可決されました。詳細につきましては、28ページの裏と29ページをお目通し願いたいと思います。

それから、29ページの裏をお開き願いたいと思います。

議案第4号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億825万8,000円を増

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,451億40万9,000円とする。これも原案のとおり可決されました。詳細につきましては、30ページの裏から31ページをお目通し願いたいと思います。

次に、32ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億676万7,000円と定める。これも原案のとおり可決されました。詳細につきましては、32ページの裏と33ページをお目通し願いたいと思います。

次に、33ページの裏をお開き願いたいと思います。

議案第6号、平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算。

平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,463億7,475万8,000円と定める。第2条につきまして、一時借入金 の最高額ですが、100億円と定めるとしております。詳細につきましては、34ページの裏から36ページをお目通し願いたいと思います。

一般会計補正予算（第2号）から特別会計補正予算（第3号）、平成25年度一般会計予算、特別会計予算の説明は、37ページから77ページに記載されておりますのでお目通しを願いたいと思います。

以上をもちまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、諸報告の78ページをお開き願いたいと思います。主な行政報告をさせていただきます。

12月15日、長島保育所園舎落成式が行われました。2カ年にわたっての工事、園庭整備が終了したということで落成式を行いまして、建設業者等に感謝状を贈呈して、子供たちの歌、そして保育所への思いを語っていただきまして華を添えていただいたところでございます。

12月17日、全国「道の駅」連絡会の設立総会がございまして、当町はまだ道の駅はないのですが、是非参加してくれという話がありまして参加をさせていただきました。全国で996カ所があるというところで350人の方々が総会に参加されまして、その後シンポジウム、900人の大変多くの方々のシンポジウムでございまして、道の駅の連携と機能強化についてそれぞれ意見交換をしたところでございます。

12月23日、自殺予防講演会を開催させていただきました。東京から湯浅誠さんをお招きしまして講演をいただきまして、自殺による遺族への、そして職場、地域への影響が大変大きいと、それに伴う損失も大変大きいのだというお話をいただいたところでございます。

1月7日、恒例の新年交賀会がございまして、町民、それぞれ団体270人の多くの方々に参加をしていただいたところでございます。

1月12日には千葉功氏叙勲祝賀会ということで、長年消防に携わっての叙勲ということでお祝いを申し上げたところでございます。

裏のページになります。

1月13日、ひらいずみ女性のつどいが行われました。ひらいずみ女性の会が10周年を迎えるということでお祝いを申し上げたところでございます。

1月16日、東北運輸局、東北地方整備局、宮城県等々へごあいさつに行つて参りました。世界遺産、今年3年目を迎えるということで大変重要な年だということで、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン等々の平泉との連携を確認してきたところでございますし、東北地方整備局につきましては、道の駅、スマートインターチェンジについての意見交換をさせていただいたところでございます。

次の日、17日でございますが、JA合併の事前説明ということで両組合長がお見えになりまして、これから組合員の説明を行うという前の経過等の説明をいただいたところでございます。

1月18日、原付ナンバー審査会がございまして。これはご当地ナンバー、平泉ナンバーを進めようという前段の段階で、原付のナンバーについて審査を行いました。総数で全国から125件の応募がありまして、この日は9点のうち最優秀1点、優秀2点を選考いたしました。4月にはデザイン最終決定をいたしまして、7月から公布したいということで今進めているところでございます。

1月23日、文部科学大臣政務官が平泉に来られました。平泉だけの視察ということで、平泉の現状及び拡張登録についてそれぞれ現地を見ながら意見交換をさせていただいて、私の方からは、平泉の研究機関、研究施設を是非つくっていただきたいというふうなご要望を申し上げたところでございます。

1月27日、文化財防火訓練、出初式ということで、厳寒の中、平泉町消防団、婦人消防協力隊、自主防災会、そして各小学校にあります文化財愛護少年団、長島少年消防クラブの皆様方に参加をいただいて、平泉の守るという意識を更に町内外へ発信したところでございます。

2月1日には東京電力への原子力損害賠償請求書の提出ということで、町といたしましては2回目の交付ということになります。今回は井戸水調査の費用等も含めまして70万円程の請求書を提出したところでございます。

2月5日には放射線による観光業被害損害賠償請求の説明会を、町独自の説明会を行いました。町内の観光関係者へ説明をし、その後、個別の相談会を実施していただいたところでございます。

2月6日に一関遊水地事業促進協議会中央要望に行つて参りました。これにつきましては北上

川上流改修と一関遊水地の事業について、新政権になって初めての要望ということで、国土交通省の事務次官、次官、そして各局長にお会いすることができまして、それぞれ要望をして参ったところでございます。

2月8日、平泉町都市計画審議会がございまして、かねてより懸案でございました都市計画道路の変更及び新規、廃止、それぞれ1路線ずつ3路線についてご審議をいただきまして答申をいただいたところでございます。

79ページになります。

2月13日、岩手県の町村会定期大会におきまして復興大臣の政務官、長島忠美政務官との意見交換がありました。ここでは政権が変わったということで改めて、私の方からは放射線の関係について、現状とそれぞれ要望をしたところでございます。

2月16日から18日にかけて平泉町民の翼ということで、以前は町民号ということだったのですが、今度は内容も変えまして新たに行った事業でございます。町民の方々24名の参加で姉妹都市の田辺市にお邪魔をしまして、市長、議長、観光協会長の歓迎を受けましたし、それぞれ意見交換をさせていただいたところでございます。

2月19日、企業訪問ということで、町内の3社に出向きまして、それぞれ要望等もお受けしながら意見交換をしたところでございます。

同日、19日の道の駅講演会ということで、宮城県の上品の郷の太田社長、駅長も兼ねておりますが、経営理念について様々ご示唆をいただいたところでございます。

同日、まちづくり地域懇談会がございました。今回は子どもたちの未来を考えよう平泉の会という方々と放射能の関係について意見交換をさせていただきました。

2月21日、中央3省出先トップ特別講演会ということで、東北地方整備局長、東北経済産業局長、東北農政局長の3人のそれぞれのご講演をいただいたところでございます。

2月24日、平泉中学校校舎落成式でございます。プール等も完成したということで盛大に行われました。関係業者に感謝状を贈呈して、最後に生徒による平泉伝説という歌をご披露させていただいたところでございます。

2月25日に平泉町世界遺産地域協議会がございました。平成24年度の実績の報告並びに平成25年度の事業の内容について、それぞれ報告をしながらご意見等をいただいたところでございます。

3月1日には総合発展計画審議会がございまして、向こう3年間の実施計画につきましてご審議をいただき答申をいただいたところでございます。

最後になります。3月3日、世界遺産講演会ということで、元NHKの解説委員でありました毛利和雄さんに講演をいただきました。その後、町内の発掘の報告ということで、特にも柳之御所から発掘されました擬人化したカエルの押木に描かれたことについて、鳥獣人物戯画との比較について現段階でのお話をいただいたところでございますし、毛越寺の立石、無量光院の発掘調査についてご報告をしたところでございます。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、佐々木雄一議員及び9番、千葉勝男議員を指名します。

---

議 長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議 長（青木幸保君）

日程第3、平成25年度町長施政方針演説を行います。

町長、登壇願います。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

平成25年第1回平泉町議会定例会の開催にあたりまして、平成25年度の町政運営の基本方針及び主要な施策について、所信の一端を申し上げます。

現在の日本の経済状況は、去年の総選挙後、新政権に対する期待感もあり、日経平均株価は

1万円台を回復し、さらに為替相場は円安傾向が続くなど、明るい兆しがうかがえます。世界経済につきましても、減速傾向が見られながらも成長を続ける中国経済や新興国市場の拡大に期待が持てます。しかしながら、欧州債務危機などの問題が景気低迷を招き、これが日本経済に影響を与えるなどの見方も示されており、今後も予断を許さない状況にあるといえます。

こうした中、新政権による予算編成の方針は、「1.5か月予算」の考え方で、平成24年度の大規模補正と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を行う、とされております。平成24年度の補正予算案については、緊急経済対策の重点である「復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化」を柱として1.3兆円規模で計上されており、地方自治体に対しても、公共事業や経済対策のための臨時交付金の抛出が盛り込まれています。それに続く平成25年度予算については、財政健全化目標を踏まえて、これら3分野を重点化して編成される見通しです。本町においても、情報収集に努め、国の新しい政策に迅速かつ柔軟に対応して参ります。

本町の平成25年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は、60億4,400万円余、前年度比2.5%増となっています。このうち一般会計予算においては、対前年比0.1%減の40億5,000万円となりました。

歳入面では、町民税など町税の増や再生可能エネルギー設備設置事業等に伴う県支出金の増、震災復興分を含めた特別交付税の増が見込まれる一方、土木施設災害復旧事業終了等に伴う国庫支出金の減や国の地方財政計画に伴い普通交付税が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して必要な財源を確保したところであります。

歳出面では、町道整備事業において継続5路線、新規1路線の計6路線を実施するほか、世界遺産にふさわしい景観形成に資するための町道除草事業、文化財保護事業、さらには町単独医療費助成事業や緊急雇用創出事業など、地域の暮らしや生活支援に重点を置き予算配分を行いました。

また、簡易水道事業特別会計においては一関市舞川地区配水管布設工事を一関市負担金により実施することから前年度比78.7%増の2億3,300万円余といたしました。

刻々と変わる社会情勢に柔軟に対応しながら、限られた予算ではありますが、まちの将来像「やすらぎと文化をおりなす千年のまちづくり」の実現に向け、新平泉町総合計画前期基本計画に基づき、事業の重点化を図り予算編成に配意したところであります。

以下、平成25年度の重点施策及び主要施策について申し述べます。

はじめに、本町が直面している課題として、原子力災害による放射線対策について申し述べます。

本町では、平成24年5月に除染実施計画を策定し、日常生活から受ける追加被ばく線量が長期的に年間1ミリシーベルト以下になることを目指して、放射線量低減化の取り組み方針を定めたところです。

除染実施計画に基づき、平成24年度では学校・保育所等の子どもの生活環境や公共施設における除染を実施し放射線量の低減化を図ったところですが、平成25年度は公共施設に続き、一

般宅地や道路等の放射線量低減化対策について地域の協力や関係機関との連携のもと推進して参ります。

また、原因者である東京電力への損害賠償については、支払いの迅速化や賠償内容など問題点を指摘しながら、早期支払いを求めるとともに、住民からの相談対応に当たって参ります。

放射線量測定では、毎月の定点調査をはじめとして、公共施設調査、行政区別調査など空間線量の測定を実施するほか、井戸水など飲料水調査も引き続き実施いたします。また、これらの測定結果や学校給食、農産物等の測定結果については、広報等を通じて町民に随時情報提供いたします。

放射線量低減化対策では、一般宅地については所有者など地域の協力を得ながら進めることとし、町は測定器の貸出や除染方法の周知、資材の提供など放射線量低減化に向けて支援を行います。道路については、道路管理者など関係機関と連携しながら、側溝の土壌・廃棄物の適正な管理を前提に、必要な対策を講じて参ります。

町内産の農作物等についても、引き続き放射性物質の検査を継続し、結果を公表することにより、消費者の安全・安心の確保と風評被害の防止に一層努めて参ります。

また、学校給食についても放射能測定を継続して実施し、給食からの内部被ばくを予防するとともに、保護者の不安軽減に努め、安全・安心な給食の提供に努めて参ります。

さらに放射能の健康影響に関しましては、町で実施している健康影響調査等により、実態把握に努めるとともに、相談業務や学習会を実施するなど、引き続き、国、県、関係機関との連携を図りながら取り組んで参ります。

次に、前期基本計画に掲げる「3つの戦略と1つのプロジェクト」に係る平成25年度の重点施策について申し述べます。

戦略1は、町民と行政が共につくる協働のまちづくり体制の確立であります。

住民自らが地域のことを考え、主体的に行動し、行政と一体となって地域づくりを進めていくことがまちづくりへとつながり、このことが地域力の向上にもつながっていくものと考えております。

そのような協働のまちづくりの体制整備につきましては、町民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、ともにつくる協働のまちづくりに向けての行動計画を現在策定中であり、平成25年度は、それを実践していく段階に入ります。

また、多くの住民が主体的にまちづくりに参加し、意見等をまちづくりに反映できるよう、住民との直接対話によるまちづくり地域懇談会を引き続き実施し、住民と行政の意思疎通に努めて参ります。

さらに平成25年度からは、新たにまちづくり交付金を創設し、まちづくりの重要な担い手となる町民団体やボランティア団体等の自主的な活動に対して支援を図っていきますし、NPO法人の育成に向けては、基礎知識から実践的な運営方法などに係る資料や情報等を提供し、新規設立を目指す団体への支援を進めて参ります。

男女共同参画の推進につきましては、「平泉町男女共同参画プラン」に基づき、男女共に幅広



く浸透する意識啓発など各種講座の開催、相談事業、活動団体の支援などの事業を展開して参ります。

地域コミュニティの重要な役割を担っている行政区に対しましては、引き続き行政区総合補助金を活用しながら、自主的・主体的に取り組む地域活動を支援して参ります。

戦略2は、やすらぎと文化のまちづくりの推進とその特色を活かした交流のまちづくりであります。

地域社会における支え合いの精神の希薄化や家庭内での介護能力、扶養能力の低下が指摘されている中、また東日本大震災の発生によりコミュニティの重要性が叫ばされる中で、町民が住み慣れた地域で共に支え合いながら生きることができるよう、地域福祉推進のための基本指針となる地域福祉計画を策定し、町民と行政が一体となった地域福祉体制づくりに努めて参ります。また、子育て支援につきましては、子ども・子育て関連法に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた調査を進めるとともに、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりの施策を推進して参ります。

新平泉体育館の建設につきましては、「基本構想」、「基本計画」に基づき、検討を進めて参ります。

地域農業の振興につきましては、平成24年度から進めている地域農業マスタープランを順次作成し、農業後継者や新規就農者の育成・確保をはじめ中心経営体への農地集積など地域農業を支援し、さらに水田農業の経営所得安定対策の円滑な推進と、農産物などの地域資源を活用・連携させた6次産業化や農業体験型グリーン・ツーリズムを推進して参ります。

商工業の振興につきましては、平泉商工会と連携した支援体制の整備により、地域に密着した魅力ある商店づくりを推進し、本町の特徴である観光や農林業と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

併せて、平成28年度の「道の駅」開業を目指し、国や県との諸条件の整備や管理運営団体の育成、農業団体等の支援を進めて参ります。

また、経済波及効果や雇用創出力の高い製造業を中心とした企業の立地に向けて、県や関係機関の連携強化を図りながら迅速な企業情報の収集と誘致活動を実施して参ります。

戦略3は、多くの町民が強く望んでいる安全・安心なまちづくりの推進であります。

町民一人ひとりが生活習慣を見直し、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高めることを基本に、がん検診等各種健康診査や健康教室等による地域での健康づくり事業の充実を図るとともに、高齢者福祉においては、介護予防事業の充実や日常生活への支援を実施して参ります。

災害時における初動体制の整備充実に向けては、消防団員への装備品などの活動支援を行うとともに、地域防災の要となる自主防災組織の全行政区における設立に向けて支援を図って参ります。

また、防災対策におきましては、防災体制の強化や防災意識の高揚に向けた取り組みを推進し、地域防災力の向上を図って参ります。

交通安全・防犯体制につきましては、町民の交通安全や防犯に関する意識の高揚と自主的な安全活動を推進していくとともに、地域ぐるみの各種防犯や地域安全活動を促進して参ります。

次に、世界遺産まちづくりプロジェクトについてであります。

平成23年6月に世界遺産登録が実現し、国内外から多くの観光客にお越しいただいております。平成24年の観光客の入込数は264万人となり、歴代2番目の記録となりました。

国内外からの多くの観光客に対しまして、何度でも気持ち良く本町を訪れていただけるよう、受け入れ態勢の充実としては、平泉観光案内所での案内業務の充実や臨時駐車場の確保と満空情報システムの運用、さらには巡回バスやシャトルバスなどの2次交通と連携した交通渋滞緩和対策に努めて参ります。また、語り部タクシーや観光ガイドの育成・支援、さらには、官民協働で公衆無線LANの整備に努め、平泉ファンの増加に結びつけて参ります。

また、全国JRグループ6社の協力により開催される「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の実施や岩手県及び一関市、奥州市との実行委員会組織による世界遺産登録2周年を記念したイベントを開催するとともに、その効果を県内及び東北全体に波及できるよう世界遺産観光を推進して参ります。

平泉スマートICの整備につきましては、関係機関と連携を取りながら、課題解決に努め、平成25年度中の事業申請を目指します。

「平泉の文化遺産」を核とする地域づくりを推進するため、「平泉ナンバーを実現させる会」とともに、平成26年度の「平泉ナンバー」実現に向けた取り組みを推進します。また、先駆けて、県南の4市町で、7月には世界遺産登録2周年に合わせて、新たに「平泉」をイメージしたデザインの原動機付自転車等のオリジナルナンバープレートの交付を行います。さらに、岩手県の記念日としての「(仮称)平泉の日」の制定に向け、民間団体と連携した取り組みを進めて参ります。

未来の平泉を担う子どもたちに対しましては、わくわく平泉学スクールや「郷土平泉学」学習の実施、さらにはときめき世界遺産塾の開催など学校教育・社会教育両面から多様な学習機会を提供し、「ふるさと平泉」を愛する心を育て参ります。

また、世界遺産追加登録に向けて暫定リストに登載された柳之御所遺跡と達谷窟につきましては、一関市・奥州市と連携し、早期追加登録を目指して参ります。

次に、平成25年度の基本施策における主要な施策について、新平泉町総合計画の6つの基本目標に沿って申し述べます。

基本目標1の「健康・福祉・子育て応援のまち」について申し上げます。

健やかな生活を営むことは町民誰もが願うものであり、地域活力の源であります。この実現に向け、「健康ひらいずみ21」プランに基づいた各種健診や健康教室、相談事業を通し健康の保持や個人に合わせた支援を図ります。今年度は重点領域を「がん」「栄養・食生活」と定め、より具体的な予防策を講じます。「がん」については、がん検診の節目年齢者に対するクーポン券の交付や、人間ドックの受診対象年齢の引き下げによる検診機会の拡大により、がんの早期発見・早期治療による死亡率の減少を目指します。

「栄養・食生活」については、子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立とともに町民の食生活の実態を把握しながら、生活習慣病の一次予防に力を入れて参ります。

また、高齢者の肺炎疾患予防と重症化を防ぐため、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に係る費用の公費助成を行います。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力をいただきながら在宅当番医制事業、小児・成人夜間救急医療対策事業、第二次救急医療事業により広域での地域医療体制の充実に努めて参ります。

急速に進む少子高齢化、援護を必要とする生活困難家庭や一人暮らし高齢者などへの福祉のニーズはますます増大・多様化しておりますことから、民生委員をはじめとする地域での見守りやつながりを支援強化し、災害時要援護者支援プランの見直しを図り、災害時の支援強化を推進して参ります。また、社会福祉協議会等との連携・協力により、地域福祉活動を一層推進して参ります。

高齢者福祉につきましては、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れるよう、「高齢者総合相談センターひらいずみ」等との連携により相談事業、介護予防事業を継続的に実施し、認知症の予防や健康レベルの向上を図るとともに、介護予防ボランティア組織等への支援を行い、高齢者を地域で支援する体制づくりを強化して参ります。特に、高齢者世帯には救急医療情報キットを配布し、適切で迅速な救急活動を支援します。

また、在宅介護の支援といたしまして、家族介護手当、タクシー料金の助成等高齢者福祉サービス事業についても引き続き実施して参ります。

さらに、平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、一関地区広域行政組合と連携を図りながら制度の円滑な活用と内容の充実に努めて参ります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が自らの力でその人らしく暮らしていけるよう、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など地域生活を支援する相談体制を、一関市と共同設置している「一関地区障害者地域自立支援協議会」との連携により、さらに強化して参ります。

また、関係機関やサービス事業所と連携し、障がいの特性を踏まえた必要なサービスの提供を行うとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業や移動支援事業を引き続き行って参ります。

保育所は、女性の就労状況等を反映し保育需要が高まってきておりますことから、長島保育所におきまして4月から保育時間の延長を実施し、保育サービスの充実に努めて参ります。また、児童健全育成のための放課後児童クラブの充実に努めます。

子どもの医療費助成につきましては、引続き、町単独事業による中学生までの助成及び小学生までの医療費無料化により子育て家族への経済的支援を進めて参ります。

また、不妊に悩む夫婦への支援として行っております特定不妊治療費助成事業につきましては、一層、制度の周知に努めて参ります。

さらに、療育教室については、教室開催日を増やすなど就学前児童の療育態勢と就学後へのつ

ながりをもった支援の充実を図ります。また、専門職による発達相談、言語相談を進めて参ります。

基本目標2の「魅力と活力にあふれる産業のまち」について申し上げます。

農村の過疎化を背景に農業者の高齢化や農業後継者不足により耕作放棄地の増加が深刻化していることから、現在取り組んでおります地域農業マスタープランの作成を順次進めて、地域や集落農業の中心経営体である担い手への農地の利用集積や農作業受委託の促進等を図りながら、意欲と能力のある認定農業者の支援に取り組んで参ります。さらに新規就農者支援事業によるサポートの充実と農業後継者への研修機会の提供等を実施し、農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めて参ります。

農業の6次産業化を含めた先進的な農業経営に取り組んでいる農業団体の支援・育成につきましては、農産加工品の販売ルートの開拓や経営指導、新たな加工特産品の開発や地域農産物のブランド化に向けた支援を図って参ります。また、道の駅における地域振興施設の運営組織の設立に向けて取り組んで参ります。

都市と農村との交流につきましては、福島原発事故の影響により教育旅行希望校が激減していましたが、関係者の積極的な誘致活動等の展開により徐々に回復の兆しが見えてきております。今後は民泊を活用した農業体験型グリーン・ツーリズムの魅力を発信するとともに、体験メニューの拡大を図り、さらに受入農家の参加拡大のために排水設備等への補助を実施するなど積極的に取り組んで参ります。

環境にやさしい農業の推進につきましては、廃プラスチック類等の農業関連廃棄物の適正処理やリサイクルの促進に努めるとともに、低農薬特別栽培米や環境保全型直接支援対策事業を活用した有機農業の推進などに取り組んで参ります。また、農地・水・環境保全向上対策につきましては第2期対策が始まっておりますが、中山間地域等直接支払制度への移行など集落の意向を反映しながら両事業を有効に機能させ、耕作放棄地の防止や農用地の多面的機能の確保に、一層効果が図られるよう指導・支援して参ります。

畜産の振興につきましては、福島原発事故の影響による消費者からの不安の払拭と信頼を回復するため、畜産農家や関係機関との連携による安全・安心な粗飼料の供給や、汚染牧草の再生をはじめ稲ワラや堆肥も含めた適正処理対策を引き続き実施して参ります。

また、「いわて南牛」については、産地形成と担い手の育成を図るため、繁殖牛や肥育素牛への補助金を拡充します。また、いわて南牛振興協会と連携し、本町においても、ブランド肉牛「いわて南牛」の安定供給できる地盤の確立を目指し畜産農家を支援して参ります。

林業の振興につきましては、平泉町森林整備計画に基づき、適正な森林整備や計画的で的確な森林の保全を進めて参ります。

平泉古事の森事業につきましては、小学生への森林学習や一般も対象とした育樹作業を通して、木の文化の伝承や森林への理解を深めるとともに、貴重な歴史的木造建造物を維持・継承するための森林づくりの普及を引き続き進めて参ります。

西行桜の森の大文字キャンプ場管理棟トイレ等の改修、西行桜の森まつり、あじさい散歩等の

イベントの開催により、利用者の増加を図りながら一層親しまれる施設づくりに努めて参ります。

また、近年、里山の荒廃などを背景に、クマ・ハクビシン等の鳥獣被害が全国的に増えてきており、本町においても駆除対策が急がれていることから、被害防止計画に基づき猟友会と連携しながら適切な捕獲や捕獲網の貸し出し等の対策を実施して参ります。

商業の振興につきましては、平泉商工会と連携を図りながら、中尊寺通りや毛越寺通りの空き店舗の有効活用を目的とした「空き店舗対策事業補助金」を創設し、新規起業者の支援に努めます。さらに、町内の商店で利用できる「プレミアム商品券」の発行を通じて町内の消費拡大及び地域経済活性化の相乗効果を図ります。

また、平泉商工会が地域づくりの一環として取り組んでいる平泉ブランド70品目をはじめ、平泉生まれの特産品・土産品等を広く県内外へアピールし、購買者の信頼を高め地場産業の活性化を図って参ります。

工業振興につきましては、中小企業の資金調達の円滑化に向けて、平泉町中小企業振興資金貸付制度を活用し、中小企業が町内金融機関から低金利での融資を受けられるよう、中小企業の設備投資資金等における投資活動への支援を図って参ります。

企業誘致につきましては、新たな雇用の創出や地元企業の受注増など、地域経済への波及効果が期待できることから、本町の立地条件などの優位性を生かし、関係機関との連携を図りながら積極的に取り組むとともに、黄金沢企業誘致用地の活用について検討して参ります。

観光の振興につきましては、平成23年6月に「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録されて以来、その効果などにより多くの観光客が来訪していることなどを踏まえ、平成24年度中に策定予定の観光振興計画に基づき、受け入れ態勢の整備や2次交通の充実、さらには情報発信機能の拡充や滞留・滞在型観光に向けた施策など、平泉ならではの魅力ある観光振興施策を推進して参ります。

また、4月からは「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が開催されることから、本町もその一員として積極的に参画し、観光客の誘客に努めて参ります。

国で創設された「緊急雇用創出事業」を活用し、東日本大震災で被災されて離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、地域における継続的な雇用機会の創出や次の雇用までの短期雇用の創出等の事業について実施して参ります。

基本目標3の「人が輝く教育・文化・スポーツのまち」について申し上げます。

生涯学習の推進につきましては、町民が生涯にわたって自主的・自発的に学習活動の継続を図るための環境整備に取り組むとともに、公民館における各種講座・教室の開設や図書館サービスの充実等を通し、学習活動の支援に努めて参ります。

特にも、組織を再構築した「教育振興運動」については、子どもを中心とした地域ぐるみの教育活動の実施に向け、実践活動の推進を図って参ります。

生涯スポーツの振興につきましては、あらゆる年代の町民が幅広くスポーツを楽しめるよう、普及・啓発に努めて参ります。また、平成28年に本県で開催が予定されている第71回国民体育大会については、本町が公開競技に内定されているパワーリフティングの会場地として、県、

関係機関等と連携を図りながら準備を進めて参ります。

学校教育については、学力向上を図るために中学生に英語検定等の補助を行い、学習意欲の醸成と保護者に対する経済的負担軽減を図って参ります。また、小学校に読書推進員を新たに配置するとともに、町立図書館との連携により児童に必要な図書提供ができる環境を整えて参ります。

世界遺産学習の推進については、「郷土平泉学」を継承するとともに、幼児期から中学生までのそれぞれの学齢期において平泉学を一貫して学習できるよう、系統編成を行い、世界遺産のまち平泉に愛着と誇りを持ち、その価値を理解し発展させることのできる児童生徒の育成に努めて参ります。

地域文化の振興については、町民が優れた文化・芸術にふれる機会を提供していくとともに、町芸術文化協会等の活動を支援し、町民の文化意識の高揚に努めて参ります。

世界遺産に登録されました「平泉の文化遺産」につきましては、人類全体の貴重な財産として、尚一層の適切な保存管理に努めるとともに、遺産の価値や保護の重要性などを積極的に発信して参ります。

世界遺産暫定リストに登載されました柳之御所遺跡と達谷窟につきましては、国・県及び一関・奥州両市と連携し、拡張登録を目指して参ります。

平泉文化については、まだ多くが解明されておらず、その調査研究を進めることが重要であり、引き続き国立博物館の誘致や平泉文化研究機関の設置を強く国・県に要望していくとともに平泉遺跡群を中心とした発掘調査を進めて参ります。

特に平成24年度から復元整備に着手した特別史跡「無量光院跡」は引き続き調査・整備を進めて参ります。

基本目標4の「自然にやさしい快適生活環境のまち」について申し上げます。

本町の豊かな自然環境や世界遺産をはじめとした歴史的環境を、町民・事業者・観光客等・町が一体となり、それぞれの立場で環境保全に取り組む行動指針として現在策定中の「環境基本条例」に基づき、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向け、省エネルギーの推進等環境保全に向けた取組みに努めて参ります。また、太陽光発電システムの一般家庭への設置補助については継続して参ります。

一般廃棄物処理につきましては、3R運動を基本にゴミの分別収集の徹底と減量化の推進、さらに不法投棄の監視強化やし尿収集・処理体制の充実など、循環型社会の構築に向けて取り組んで参ります。

水道事業については、県道平泉停車場中尊寺線の道路整備に併せた既設老朽管の布設替を進めて参ります。また、厳しい経営状況であることから、有収率の向上、維持管理費の縮減、施設の長寿命化等に引き続き取り組み、経営の健全化に努めて参ります。

下水道事業については、祇園地区への下水道管の布設工事を継続して行い、農業集落排水事業については、施設機能診断調査結果を基に、施設の長寿命化を検討して参ります。また、合併浄化槽設置に対する支援も継続して実施して参ります。

水辺プラザにつきましては、地域住民、町民農園利用者の協力を得ながら、適切な管理に努め

て参ります。

豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、地域住民、団体等と連携を図りながら、道路、河川等の環境整備に一層取り組んで参ります。

また、「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」、「平泉町屋外広告物条例」の周知を図り、官民一体となって世界文化遺産のまちにふさわしい景観の保持に努めて参ります。さらに、今日の社会情勢に併せた平泉町景観計画の見直しを検討して参ります。

基本目標5の「定住と交流を支える生活基盤のまち」について申し上げます。

道路網の整備については、町道中学校線、町道祇園線、町道桐畑線及び町道三貫線の整備を継続して実施して参ります。また、新たに町道新井田1号、2号、3号の道路改良計画を検討して参ります。

さらに、県道平泉停車場中尊寺線道路改良計画の円滑な事業推進を図るため、地域住民、関係機関との協力体制の構築に努めて参ります。

住宅につきましては、木造住宅耐震診断事業、耐震改修事業及び住宅リフォーム事業を、継続して実施して参ります。また、東日本大震災による被災者に対して、生活再建住宅支援事業、被災者住宅再建支援事業、被災宅地復旧補助事業を活用して支援して参ります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づいて高田前住宅の外壁塗装工事を継続して実施して参ります。

交通安全対策につきましては、昨年5月に交通死亡事故ゼロ日継続3年となりましたので更なる継続を目標とし、交通指導隊や交通安全母の会などの関係団体と連携を図りながら、町民はじめ多くの観光客を含めた事故防止に取り組んで参ります。

消防につきましては、消防団員の活動時の安全対策の強化を図るため、消防団員のさらなる装備品の充実強化を図って参ります。また、常備消防や消防団、婦人消防協力隊との連携を強化し、消防力の一層の充実を図って参ります。

防災につきましては、デジタル化防災行政無線や町地域防災計画の運用などにより、防災体制の強化や防災意識の高揚に向けた取り組みを積極的に推進しながら地域防災力の向上を図って参ります。

救急につきましては、近年の救急需要の増加に対応するため、AED（自動体外式除細動器）を活用した応急手当の啓発活動に取り組んで参ります。

情報化の推進につきましては、町内の光ブロードバンドサービスの利用エリアが拡大されたことから、今後も利用促進を一層図り、さらに平泉地区におけるサービス利用可能エリアの事業拡大に向けて、通信事業者と連携を図りながら積極的に取り組んで参ります。

また、スマートフォンなどの携帯端末を利用した観光情報や防災情報など、新たな情報提供サービスについても今後検討を進めて参ります。

消費者トラブルが複雑多様化する中、一関市と連携して設置している広域的消費生活相談窓口にて専門の消費生活相談員を配置することで消費生活相談体制の強化を図ります。

また、継続した啓発活動により消費者自らがトラブルの防止や消費生活の質的向上を図り、より安全で安心した消費生活が送れるよう支援に努めます。

基本目標6の「みんなで進める協働のまち」について申し上げます。

町民参加のまちづくりにつきましては、協働のまちづくり計画に基づき、町の自立に向けて、町民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、ともにつくる協働のまちづくりの体制整備に向けて取り組みを進めて参ります。

また、多くの町民が主体的にまちづくりに参加し、意見等をまちづくりに反映できるよう、町民との直接対話によるまちづくり地域懇談会を積極的に推進して参ります。

コミュニティ活動・ボランティア活動の充実につきましては、町民団体やボランティア団体等の自主的な活動に対して支援に努めて参ります。

また、地域コミュニティ活動の推進として、引き続き行政区が取り組む事業や活動に対して支援して参ります。

男女共同参画の推進につきましては、関係機関・団体との一層の連携を図りながら、町民や事業者等の理解協力の下、学校教育や生涯学習活動を通じた意識の醸成、各種講座の開催や女性のための相談事業、さらには活動団体への支援などを積極的に実施し、互いが尊重し合い、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向けて取り組んで参ります。

自立した持続可能なまちづくりを行うには、健全財政の維持が不可欠であり、実質公債費比率や将来負担比率など財政状況の検証を踏まえながら、平泉町第3次行政改革プランに基づき事務事業や組織機構の見直し、定員管理の適正化、職員の資質の向上など自主性と自立性の高い自治体経営を推進して参ります。

終わりに、本町は、奥州藤原氏時代、立地、経済ともに東北地方の中心地でありましたが、それは、東北・北海道において初の世界文化遺産登録という形で現代に蘇りました。このことは、先人の文化の素晴らしさ、またそれを現在まで護り伝えてきた住民意識の高さ、そして岩手県民の支えがあったことを表しております。

東日本大震災からの復興は、まだまだ遠い状況にあります。本町としても被災地と連携した教育旅行の展開などにより、支援に努めて参ります。さらに「平泉の文化遺産」を核とした、観光産業の進展と経済活動の一層の促進に向けて、関係機関と連携強化を図りながら、各種施策の推進に積極的に取り組んで参ります。

また、社会情勢が厳しさを増す中、本町の発展には、住民と行政が一体となって進める協働のまちづくりが不可欠です。多くの住民が主体的にまちづくりに参加し、意見等をまちづくりに反映できるよう、住民と行政の意思疎通にさらに努めて参ります。

新平泉町総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、山積する諸課題に対し、スピード感と行動力を持って積極的に取り組み、多くの魅力が感じられるまちづくりを町民の皆様と一緒に築き上げて参りたいと考えております。

今回、提案いたしました平成25年度平泉町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして町民の皆様方の町政への参画を心からお願い申し上げまして、私の施政方針の表明といたします。



議長（青木幸保君）

以上で、平成25年度町長施政方針演述を終わります。  
暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

---

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

日程第4、平成25年度教育行政方針演述を行います。

教育委員長、登壇願います。

佐熊教育委員長。

教育委員長（佐熊睦子君）

本日、ここに第1回平泉町議会定例会が開催されるにあたり、平成25年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、東日本大震災から早2年が経過しようとしている中、その復興に尽力している被災地に対して、多くの町民の方々が息の長い多様な支援に心をくだいておられます。この精神は、学校教育・社会教育いずれの場においても継承していかなければならない大きな課題です。

一方、一昨年、平泉の世界文化遺産登録は、被災地東北にとって大きな希望の光となりました。この地に生きる私たちにとって誇りであると同時に、その価値を学び発信していく使命も自覚しなければなりません。

このような全町的な課題を踏まえて、本町の教育行政を考えると、総合基本計画の基本目標である「みんなが主役・人が輝く教育・文化・スポーツのまち」を目指し、「人づくり」、「地域づくり」のため、学校教育、社会教育の推進を図って参ります。

以下、教育行政各分野の施策の概要について申し述べます。

第一に「幼児教育・学校教育の充実」についてです。

学校・家庭・地域が一体となって「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」のバランスのとれた教育を展開し、「生きる力」をそなえた児童生徒の育成をめざしていくために、以下の8点を重点施策として推進して参ります。

第1点目は、「学力向上」です。

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を促すとともに、児童・生徒が学習意欲をもち、習得した知識・技能を活用できる思考力、判断力、表現力の育成を目指した授業改善を推進して参ります。また、学力向上のためには、学校での指導と地域・家庭の教育が一体となることが重要であることから、特にも、家庭における時間の使い方を改善するため、家庭の協力を得ながら授業と連動した家庭学習の取り組みを進めて参ります。

更に、小中学校連携に基づいた授業交流を日常的に行い、児童・生徒の理解と教科における系

統性、発展性に基づいた学習指導を推進して参ります。

第2点目は、「特別支援教育の充実と適応支援教育の推進」です。

ここ数年、障がい等により特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加とともに、支援の体制整備が課題となっております。

そこで今年度は平泉小学校に新たに「情緒」と「弱視」の特別支援学級が増設されることから、各学校に配置している特別支援教育支援員を増員し、支援体制の強化を図って参ります。

また、新たに教育支援推進事業を立ち上げ、専門家チームによる定期的な巡回相談を実施するとともに、子どもたちの支援と併せその保護者や教職員への支援を充実して参ります。

適応支援教育につきましては、スクールカウンセラーと適応支援相談員を配置し、不適応傾向にある児童・生徒への個別の支援と専門的な支援を継続して行って参ります。

第3点目は、「英語教育の充実と読書の推進」です。

英語教育につきましては、中学校に配置している外国語指導助手（ALT）を小学校、幼稚園、保育所に計画的に派遣し、幼児期から英語に慣れ親しむ環境を整えて参ります。また、英語に対する学習意欲を高める方策として、中学生に英語検定等の補助を行い経済的な負担の軽減を図って参ります。

読書の推進につきましては、新たに読書推進員を小学校に配置することにより読書に対する興味を促すと共に、町立図書館との連携を図りながら、児童に必要な図書を提供できる環境を整えて参ります。

第4点目は、「復興教育の推進」です。

大震災のつらく悲しい体験をそのまま終わらせることなく、子どもたちがともに手を取り合って、勇気と希望を持って前に進んでいくために、岩手県内全ての小中学校が、心を一つにして未来を担う「人づくり」を進めております。

こうした中、「いきる」「かかわる」「そなえる」の3つの教育的価値を柱に、計画的に取り組み、教育内容の充実を図って参ります。

第5点目は、「世界遺産学習の推進と郷土愛の育成」です。

これまでも平泉中学校を中心に行ってきた「郷土平泉学」を継続するとともに、小学校社会科副読本を活用し世界遺産学習を進めて参ります。

特にも、幼児期から中学生までの学齢期において、「平泉学」を一貫して学習するためにカリキュラムの系統編成を行い、地域に対する理解の醸成を図って参ります。

更に、「ジュニア平泉文化歴訪団」を新たに結成し、福島県国見町児童との交歓交流を行う中で、将来にわたって世界遺産のまち平泉を守り発展させ、発信できる児童の育成に努めて参ります。

第6点目は、「就学前教育の充実と幼保小連携の推進」です。

幼保一体化については、3歳児以上児は幼保とも同じカリキュラムを作成し、それに基づいて幼保一体となった保育を実施することができました。今年度は、職員体制の見直しを行い、就学前教育の充実を図って参ります。

そして、幼稚園、保育所、小学校の相互連携を踏まえ、「接続」を見通した教育課程の編成・実施が行えるしくみを整えて参ります。

第7点目は、「開かれた信頼される学校づくりの推進」です。

子どもたちの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域それぞれが役割と責任を自覚し、互いに連携し、協力し合いながら「生きる力」を育むことが大切です。

そこで双方向の情報発信のもと、一層の地域との協力連携により、各種の学校支援ボランティアの拡大を図り、地域教育力、地域の人材を活用しながら学校づくりを推進して参ります。

第8点目は、「食育・安全教育の推進」です。

食育の中核を担っている学校給食については、昨年度から中学校において完全給食が実施されました。また、小学校給食においては、地産地消の推進を図るとともに、安心・安全な給食を提供できるように放射性物質濃度検査を継続実施して参ります。

安全教育については、通学路点検を基にした安全指導の実施を行うとともに、新たに学校メール連絡網を整備し、不審者情報等の配信充実を図って参ります。

第二に「社会教育・生涯学習環境の充実」についてです。

情報化の進展や住民ニーズが多様化する中、豊かな生活を送るためには、心の豊かさや自分らしさの発見など、幼児期から高齢期まで生涯を通じて学習活動に取り組むことができる社会の実現が求められています。

このことから、町民が生涯にわたって自主的・自発的に学習活動を続けていくことができる総合的な生涯学習の環境づくりを進めるとともに、多様な学習ニーズに応えながら、併せて、社会の変化に主体的に対応できる心身ともに健全な人材を育成するための社会教育の充実を図るなど、町民の学習活動の支援に努めて参ります。

昨年の7月に再構築した「教育振興運動」につきましては、毎月1日の「ノーTVデー」の取り組みなどを通じて、子どもを中心とした地域ぐるみの教育活動となるよう、学校、親、子ども、地域、行政がさらに連携を深め、地域の教育課題の解決に向けた実践活動を推進していくとともに、「放課後子ども教室」や「学校支援ボランティア活動」などの教育支援活動に引き続き取り組み、学校と地域とのふれあいの場の確保に努めて参ります。

また、青少年や成人、女性などのリーダー研修の充実を図り、各年齢層や地域におけるリーダーの育成に努めて参ります。

さらに、学習の楽しさや成果を共有していくため、「生涯学習町民のつどい」を開催するなど、学び合いの場の充実に努めて参ります。

公民館事業につきましては、誰もが自己を磨き豊かな人生を送ることができるように、町民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に応じた講座や教室等を開催するとともに、各種団体や地域で活動する組織等に対する指導助言、活動の推進に努めて参ります。

図書館事業につきましては、町民の読書に対する多様なニーズに応えるため、図書貸出・検索システムなどを活用しながら図書情報の周知を行うとともに、魅力ある蔵書の整備・充実を図ります。また、学校図書館の整備・充実に協力するなど、学校と連携して子どもの読書環境の向上

に取り組んで参ります。

第三に「生涯スポーツの振興」についてです。

明るく豊かな生活を送るとともに、健康で活力ある地域社会をつくるため、あらゆる年代の町民が幅広くスポーツを楽しめるよう、「出前スポーツ教室」や、町体育協会との連携事業である「ふるさとオリンピア」を軸に、日常的スポーツ活動の普及、啓発に努めて参ります。

また、2016年に本県で開催される予定の第71回国民体育大会につきましては、本町は公開競技であるパワーリフティングの会場地として内定を頂いているところであり、引き続き県をはじめ関係機関・競技団体と連携し、諸準備を進めて参ります。

競技スポーツの振興につきましては、町体育協会、スポーツ少年団本部と連携し、指導者の育成、各スポーツ団体の育成支援を引き続き行い、競技力向上に努めて参ります。

体育施設の整備充実・有効活用につきましては、既存の社会体育施設について整備充実を図るとともに、学校開放の有効活用に力を入れて参ります。また、町立体育館の建設整備につきましては、昨年度策定した体育館建設基本構想・基本計画に基づき、検討を進めて参ります。

第四に「地域文化の振興」についてです。

地域文化の振興につきましては、町民が郷土に対する愛着と誇りをより一層持てるよう、地域に伝わる伝統芸能の保存・継承と、町民の様々な文化活動に対し支援して参ります。また、学校教育と社会教育が連携し、世代間交流を図りながら郷土学習や歴史体験教室などを行い、次代を担う子ども達の情操教育を積極的に行って参ります。

第五に「文化遺産の保存と活用」についてです。

世界遺産に登録された「平泉の文化遺産」につきましては、世界全体に対する責務として、遺産を確実に保護し、後世に遺し伝えていくことが求められています。

遺産の保護につきましては、世界遺産委員会の決議文を踏まえ、「遺産影響評価」や「受容力調査」に取り組むほか、浄土庭園の調査・修復・再生を行うなど、世界遺産として必要な保存管理に万全を期して参ります。

特別史跡「無量光院跡」につきましては、整備に伴う調査を継続し、24年度から着手した庭園の復元整備を引き続き実施して参ります。

後世への伝承につきましては、持続発展教育（ESD）の観点から、奈良市などの先進事例を研究し、郷土の歴史・文化を愛する心を養うことを目的とした、「世界遺産学習」の取り組みを推進して参ります。また、平成24年度に設立された岩手大学平泉文化研究センターの協力を得ながら、地域住民、児童を対象とした講演会をそれぞれ開催し、平泉文化の醸成を図っていきたいと考えております。

柳之御所遺跡及び達谷窟の世界遺産拡張登録につきましては、昨年9月に国内の世界遺産暫定リストへ記載がされました。今後資産の調査研究を進め「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会」の助言を得つつ、岩手県、一関市、奥州市と協力して推薦書作成に向けて取り組んで参ります。

文化遺産センターについては、24年度も沢山の来訪者がありました。今春もJRグループに

よる大型企画「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が実施されることなどから多くの  
方が訪れるものと予想されますので、来訪者に平泉文化の普遍的価値についての理解と感動を  
与えられるような運営に努めて参ります。

以上、基本的な考え方と施策の概要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう  
努力して参りますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上  
げます。

平成25年3月5日、平泉町教育委員会教育委員長、佐熊睦子。

議長（青木幸保君）

以上で平成25年度教育行政方針演述を終わります。

---

議長（青木幸保君）

日程第5、請願第1号から日程第6、請願第2号まで、請願2件を一括議題とします。

日程第5、請願第1号、消費税増税に反対する請願書について、紹介議員の説明を求めます。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

請願第1号、消費税増税に反対する請願書について説明をいたします。請願者は、くらしを考  
えるネットワーク、滝沢村滝沢字土沢の岩手県消費者団体連絡協議会、代表者、高橋克公でござ  
います。朗読して説明に代えます。

消費税増税に反対する請願書。

請願趣旨、県民の多くは、収入が減り公的負担が増え続ける中で、暮らしの厳しさを実感し、  
将来不安を募らせています。

被災地や被災者はもっと大変です。善意の義援金も、大震災だったことで対象者が多く、中越  
地震のときの四分の一、生活再建支援金100万円とあわせても公に配られたお金は決して多くは  
なく、2年たった今「手持ちのお金も少なくなった。これからの生活をどうしよう。」「次の仕事  
の目途がたたない。」「お店を（生業）再開できない。」など必死の生活が続いています。これか  
らの生活再建で物を買って揃えなければいけない時に、「消費税増税は納得できない。」と怒って  
います。

年金削減や医療費負担増など社会保障を切り下げ、現行5%の消費税を来年4月に8%に、翌  
年10月には10%に引き上げる消費税増税では、国民は二重に負担を強いられ、先行きの生活  
不安から、お金を使えない状況です。

中小企業も大変です。消費税増税分を価格に転嫁できず、廃業を考える事業者が増えています。

もともと消費税は「収入の低い人ほど負担が重い」不公平な税金で、税率が上がれば上がるほ  
ど弱者の負担が増し、格差と貧困をさらに広げることになります。

新政権になって、借金を積み増しながらの経済政策が打ち出されていますが、デフレを克服し  
国民の生活が豊かになる道筋は、私たちには見えてきません。

東日本大震災によって未曾有の被害を受け、被災地の生活再建もなかなか進まず、消費が落ち

込んでいるときの消費税増税は、ますます地域経済を冷え込ませます。

以上のことから、政府には被災地を含めた国民の生活の実態を把握し、消費税増税ではなく、国民が安心して暮らしていける政策を求めます。そのために、徹底して財政の無駄を省き、国の基礎になる歳入・歳出のあり方や税金の応能負担についても時間をかけた論議をし、拙速に国民に消費税増税を求める政策には断固反対です。

以上のことから、貴議会として、地方自治法99条の規定により、国に下記の内容の意見書の提出をお願いします。

請願項目、一、東日本大震災・福島第一原発事故からの復旧と復興が遅れている被災者と、さらに広範に広がる生活不安を抱える国民の生活実態を考慮し、国は消費税増税をやめるように慎重審議をすること。

以上でございます。十分なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

次に、日程第6、請願第2号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

請願第2号、紹介議員の升沢でございます。提出者は、団体名、平泉町職員組合、代表者氏名、執行委員長の阿部純でございます。

それでは請願の趣旨を申し上げます。1、国に対して「子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書」を提出してください。

理由、2012年8月、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法が参議院において可決され成立し、同月22日に公布され、2015年4月1日から新制度施行が予定されています。

新制度は、直接契約、利用者補助などを柱とするしくみであり、待機児童解消のために多様な事業者の参入を図り、保育を市場化、産業化するものです。国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障を制度の柱にして子どもたちの保育を受ける権利を保障してきた現行保育制度と比較すると、新制度は、児童福祉法24条にもとづく市町村の保育実施責任を大幅に後退させ、子どもが受ける保育に格差を持ち込むものです。

この間、幼い子どもの幸せを願う全国の保育関係者は、保育制度改革の基本には、保育を必要とするすべての子どもの保育を受ける権利の保障をすすめるべきであるとの観点から、子ども・子育て新システムの問題点を指摘してきました。これら保育関係者の意見を反映して一部修正がされたことは一定の評価をすることができますが、子どもの権利を実質的に保障するという観点から見れば、決して十分な内容ではありません。

子どもの貧困や子育て困難が広がるなかで、都市部では保育所の待機児童が急増しており、過疎地では保育の場の確保が困難になっています。被災地の保育所の復旧・整備も遅々として進んでいません。保育制度改革をすすめるのであれば、子どもの権利保障の観点から十分な検討と配慮が必要です。

については、貴議会より、国に対して、「子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書」を採択していただけるようお願いいたします。

よろしくご審議の程をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び請願第2号については、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

昼食休憩といたします。

---

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

---

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

日程第7、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、報告案件1件についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決処分をした年月日、平成25年1月8日。損害賠償及び和解の相手方、議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額、4万3,260円。和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。損害賠償の原因、平成24年11月6日午後3時40分頃、二戸市立浄法寺カシオペアセンターにおいて、平泉町職員が職務上公用車を運転中、建物の渡り廊下を通り抜けようとした際、幅が狭く通り抜けできないと判断したが、操作を誤り支柱に接触し破損させたものでございます。

以上、報告いたします。

議 長（青木幸保君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

この件について質問します。これは町の職員の方が二戸に出張して、車で行ってぶつけたということで損害賠償の金額が4万3,260円ということですね。そうしますと金額の処理等は、多分保険か何かで落ちるようになっているのかどうかということと、あとは、この事故を起こした職員に対する何かはあるのですか。罰則というか何か、その辺をお聞かせください。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

大内政照議員の質問にお答えいたします。この損害賠償額につきましては、全て保険を適用いたしまして処理済みでございます。そして今回の報告につきましては専決処分事項の指定ということですね、指定について規定されてございまして、50万円未満の案件につきましては専決処分ができるということでございますので、今回報告させていただいたところでございます。

職員に対する処分というものにつきましては上司からの口頭注意ということで、特に処分はしてございません。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

事故の程度の問題もあるのでしょうかけれども、注意程度で収まっていい問題なのでしょうか。口頭注意というのは一番軽い処分でしょう、そういう体質でいいのでしょうか。町長どうでしょう。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

職員については常日頃、交通安全なりそういうふうな綱紀粛正も含めて注意喚起をしているところでございます。今回については、故意とかですね過失があるというものが、その辺のところを総合的に判断させていただいて注意という形にさせていただきます。以上です。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

あまりこの問題しつこく言うつもりはありませんけれども、やはり職員として、こういった公用車を使って事故を起こすということは本当に注意しなければいけない部分なので、口頭注意だけで町民の皆さんが理解するかどうかという問題があるのですよ。職員同士としては注意してや



れよということでもいいのかもしれないけれども、やはりこんな事故を起こす、平泉町として汚名を出したわけでしょう、であればもう少し厳しい注意というか厳しい処分というか、なんかその辺も今後、今回はもう終わってればあれですけども、今後やはり考えていくべき内容だと思いますよ。やはり甘いのではないですか。最後なんか意見みたいになってしまいましたが、その辺を答弁お願いします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

道交法等の法規等に基づくそれに対する違反等であれば、更に内容を吟味した中でということを見るところでございますけれども、操作的なミスとかですね、判断的なミスということで、もちろんこれは人身的な事故になればまた別な内容でございますけれども、この問題につきましては、今後も極力発生には注意しながら努めて参ります方向でございますけれども、今後につきましても、こういう内容のものに関しましては特には、懲戒的なものを含めましての処分ということについては考えていないところでございます。いずれ重大な内容、過失等が発生した場合については、その段階で対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

この案件では、支柱に接触したということですから車もやはりそれなりに損害があったと思うのですが、それは共済で補てんになると思うのですが、どの程度の被害で、これは相手方ですから、こちら側の車両なりの破損状況等もお知らせ願えればと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

車の破損の損害額を申し上げますと、16万4,985円でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

それは共済でしたという理解でよろしいですか、その確認だけです。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この車の損害額についても保険で対応させていただいております。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

なければ次に進行いたします。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 8、議案第 1 号から、日程第 2 5、議案第 1 8 号まで、条例案件 8 件、事件案件 1 件、補正予算案件 9 件。以上、合計 1 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案第 1 号から議案第 1 8 号までの条例案件 8 件、事件案件 1 件、補正予算案件 9 件、合計 1 8 件につきまして、それぞれ提案理由のご説明をいたします。

議案書 2 ページをお開き願います。

議案第 1 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、報酬額の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、3 ページをお開き願います。

議案第 2 号、平泉町環境基本条例でございます。

6 ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、町の環境保全及び創造に関する基本方針として制定するものでございます。

次に、7 ページをお開き願います。

議案第 3 号、平泉町町道の構造の技術的基準等を定める条例でございます。

2 1 ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う道路法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、2 2 ページをお開き願います。

議案第 4 号、平泉町準用河川管理施設等の構造に関する基準を定める条例でございます。

3 1 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う河川法の一部改正により、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、32ページをお開き願います。

議案第5号、町営住宅等条例の一部を改正する条例でございます。

34ページの裏をお開き願います。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う公営住宅法の一部改正により、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、36ページをお開き願います。

議案第6号、平泉町下水道条例の一部を改正する条例でございます。

裏をお開き願います。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う下水道法の一部改正により、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、37ページをお開き願います。

議案第7号、平泉町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、福祉医療資金の貸付対象者を拡大するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、38ページをお開き願います。

議案第8号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、文化観光振興基金条例の失効期限を延長するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、39ページをお開き願います。

議案第9号、一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更に関する協議についてでございます。

提案理由でございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の改正により、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、41ページをお開き願います。

議案第10号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第6号）でございます。

平成24年度平泉町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,713万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,213万5,000円としようとするものでございます。

次に、68ページをお開き願います。

議案第11号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成24年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ978万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億227万8,000円としようとするものでございます。

次に、76ページをお開き願います。

議案第12号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成24年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,675万5,000円としようとするものでございます。

次に、78ページをお開き願います。

議案第13号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成24年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,041万5,000円としようとするものでございます。

次に、81ページをお開き願います。

議案第14号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成24年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,751万5,000円としようとするものでございます。

次に、83ページをお開き願います。

議案第15号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成24年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,022万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,380万6,000円としようとするものでございます。

次に、87ページをお開き願います。

議案第16号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成24年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,072万2,000円としようとするものでございます。

次に、91ページをお開き願います。

議案第17号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成24年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,182万8,000円としようとするものでございます。

次に、94ページをお開き願います。

議案第18号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、平成24年度平泉町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第2条、平成24年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入支出とも補正予定額でご説明申し上げます。

収入、第1款、水道事業収益57万7,000円、支出、第1款水道事業費用57万7,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,730万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額114万3,000円、過年度分損益勘定留保資金5,615万7,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款資本的収入470万円の減、支出、第1款資本的支出370万円の減。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第1号から日程第25、議案第18号まで、町長から説明のあった議案、条例案件8件、事件案件1件、補正予算案件9件、以上、合計18件につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第18号まで、計18件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

次に、日程第26、議案第19号から日程第34、議案第27号まで、平成25年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算、予算案件合計9件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、平成25年度平泉町一般会計予算、特別会計予算並びに水道事業会計予算、合計9件につきまして、提案理由の説明をします。

平成25年度平泉町一般会計、特別会計、水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第19号、平成25年度平泉町一般会計予算でございます。

平成25年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億5,000万円と定めようとするものでございます。

次に、135ページをお開き願います。

議案第20号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

平成25年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,300万円と定めようとするもので

ございます。

次に、165ページをお開き願います。

議案第21号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成25年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,830万円と定めようとするものでございます。

次に、175ページをお開き願います。

議案第22号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

平成25年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,930万円と定めようとするものでございます。

次に、185ページをお開き願います。

議案第23号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

平成25年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,190万円と定めようとするものでございます。

次に、199ページをお開き願います。

議案第24号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計予算でございます。

平成25年度平泉町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,960万円と定めようとするものでございます。

次に、223ページをお開き願います。

議案第25号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

平成25年度平泉町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,960万円と定めようとするものでございます。

次に、235ページをお開き願います。

議案第26号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計予算でございます。

平成25年度平泉町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,390万円と定めようとするものでございます。

次に、257ページをお開き願います。

議案第27号、平成25年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、平成25年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数2,006戸、(2)年間総給水量78万5,000立方メートル、(3)一日平均給水量2,151立方メートル、(4)主要な建設改良事業

として一般改良事業費3,992万9,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。以下、款の金額でご説明いたします。収入といたしまして、第1款水道事業収益1億4,800万円、支出といたしまして、第1款水道事業費用1億4,680万円。

次に、258ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,010万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額164万7,000円、過年度分損益勘定留保資金5,845万3,000円で補てんするものとする。)収入といたしまして、第1款資本的収入4,090万円、支出といたしまして、第1款資本的支出1億100万円と定めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(青木幸保君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第27号までの予算案件合計9件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

休憩 午後1時34分

再開 午後1時35分

---

議長(青木幸保君)

再開します。

日程第35、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、高橋幸喜議員、登壇質問願います。

5番、高橋幸喜議員。

5番(高橋幸喜君)

先に通告しておりました3点についてお聞きしたいと、こういうふうに思います。

昨年暮れに行われました衆議院選挙におきまして自由民主党が圧勝し、政策議論より政局議論のみが目立った3年数カ月に終止符が打たれました。三本の矢を軸としたアベノミクスなるものが発表になり、株高、円安が進行し、多くの企業の業績見通しは上方修正の発表が相次いで現れ、

日本経済にもやっと春の気配を感じる今日この頃でございます。

しかし、地方の経済は一部の業種のみでまだまだ冷え込んだ状態が続いています。そのような中、菅原町政も3年目の終盤に入りました。少子高齢化、人口減少というかつて経験のない社会構造、より高度の舵取りが必要であります。

そこで通告していましたが3点について質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。まず1点目、発掘調査業務と経済活動への影響についてであります。

埋蔵文化財は、国と地域の歴史と文化の成り立ちを理解する上で国民共有の貴重な歴史的財産であり、将来の文化の向上、発展の基礎を成すものであります。そのことが原因で地域経済を停滞させることは回避しなければなりません。経済活動と一体となった仕組みづくり、いわゆるレジームチェンジが喫緊の課題と認識しています。

そこで(1)として、発掘員の技術向上策と後継者育成への取り組み状況はどのようになっているのか。(2)としまして、発掘費用の積算根拠と原因者負担金の算出方法はどのような割合で行っているのか。(3)民間調査機関への移行とニュービジネスモデルの可能性についてはないものか。(4)出土品、図面、写真等、保存状況と施設のあり方についてお伺いいたします。

2点目は、スポーツ振興を活用した人口減少歯止策についてであります。

昨年(平成26年)の第177回通常国会においてスポーツ基本法が成立、その内容は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとしています。また、健康、体力づくりは医療費の抑制や生産性の向上などの経済的効果だけではなく、人々の生活に充実感や連帯感を与え国民に生きがいをもたらすものであり、本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、体力づくり国民運動は更に強化されなければならないとしております。また、アベノミクスでは、20代、30代の多様なライフスタイルに沿ってスポーツを通じたまちづくりや、にぎわいの創出に有益な支援策を実施するとあります。

そこでお聞きいたします。(1)本町の児童・生徒の体力状況と取り組み状況はどのようになっているのか。(2)といたしまして、本町の成人、高齢者のスポーツ人口と目指す方向性はどのように考えているのか。(3)として、生涯スポーツ・体力づくり全国会議2013の結果に対する本町が目指す方向性はどのように考えているか、以上であります。

3点目は、空き家・空地等再生事業についてでございます。

少子高齢化とライフスタイルの多様化に伴い全国の空き家は757万戸、空き家率は約13%、平成15年時点と比べて戸数は97万戸、空き家率は0.9%増加しております。このうち賃貸、売却の予定なし、別荘でもない空き家は268万戸と、20年前と比べ倍増していることが大きな社会問題となっております。

本町は世界遺産の町とともに、景観条例の施行とともに景観は一個人のものではなく地域住民共有のものという意識が高まり、景観を阻害する要因に対し積極的に住民が声を出すようになってきたことは、住みよいまちづくりには欠かすことのできない重要なことであると考えます。昨年、議会が実施しました町民と議会の懇談会の席においても、老朽化した建物や放置された敷地の持ち主の管理責任が多く取り上げられております。高齢化と過疎化が進展する中、今後この問



題が多く発生することと思ひ、4点をお聞きしたいと思ひます。

(1)として、空き家・空地等の所有者適正管理条例の制定について。(2)としまして、空き家バンクの設立について。(3)取り壊し助成金の創設について。(4)として、固定資産税の特例適用の緩和制度の条例改正について、以上であります。

明快なる答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長 (青木幸保君)

高橋幸喜議員にお知らせしますが、大きな2番目の(4)人口減少歯止策については、通告はされておりますが、質問から抜けております。それでよろしいですか。

5 番 (高橋幸喜君)

よろしゅうございます、すいません。

議 長 (青木幸保君)

それでは抜いてよろしいですね。

5 番 (高橋幸喜君)

いやいや、説明いたします。すいません。

議 長 (青木幸保君)

それでは質問ください。

5 番 (高橋幸喜君)

2番の(4)として、人口減少歯止策について、別紙の内容で説明いたしますのでそれも付け加えてください。お願ひします。

議 長 (青木幸保君)

議員、質問してください。人口減少歯止策についての。

5 番 (高橋幸喜君)

人口減少歯止策については、皆さんお手元に一般質問参考資料ということで皆さんにお配りしてございます。これについてですね、ちょっとその前に10番の過疎債、ここに130万円とございますけれどもこれを1,300万円、そして定住化(県)というところを30万円ということでゼロを一つ足していただきたいと、こういうことでございます。

以前から私は申し上げておりますように、若者人口減少が非常に著しいということで、島根県美郷町の例を、現在建っております上野台町営住宅1号棟の例と比較いたしまして、こういう方法でやって、もう既に美郷町では、歯止策とまではいかななくてもやや人口減少に一応歯止めがかかったのではないかというようなことで参考例として申し上げております。こういったことについて、この例について町長はどういう考えを持っているかそれをお聞きしたいと、こういうふうに思ひます。以上でございます。

議 長 (青木幸保君)

菅原町長。

町 長 (菅原正義君)

それでは、高橋幸喜議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1 番目の発掘調査業務と平泉経済活動への影響についてでございます。

初めに、発掘作業員の技術向上策と後継者育成への取り組み状況についてお答えをいたします。

平成24年度の発掘作業員は、総数で49名でございます、うち男性24名、女性25名、年齢は21歳から67歳までの方がおまして、初心者もいれば経験年数15年以上の方まで様々でございます。作業員の技術習得につきましては担当の専門職員が直接教えているところで、一層興味を持ち自発的に近隣の現地説明会などに参加するなどして自己研鑽に努めている作業員もいると聞いております。後継者育成といたしましては、担当職員が世代交代を意識して、測量や掘り方などを指示、指導しているところでございます。

次に、発掘費用の積算根拠と原因者負担金割合の算出方法についての考え方についてでございます。

原因者負担の調査費用を積算することにつきましては、町内では200平方メートル以上の小規模の場合がほとんどでありまして、これまで200件を超える個人住宅関連の発掘を行っており、その実績を参考として必要経費を把握しております。800平方メートル以上の大規模な対象範囲の場合は、試掘をした上で本調査の必要な範囲を絞り具体的な積算をいたしております。原因者負担金割合の算出方法の考え方につきましては、事業主負担が原則であります、個人事業主など零細な事業規模である場合は、過度な費用負担を求めることのないように配慮しているところであります。具体的には、調査員給料や調査後の室内整理費、報告書作成費、化学分析費、保存処理費などは除外して、費用負担は作業員賃金、重機使用料、現場作業の需用費などに限るなど、必要最小限としているところでございます。

次に、民間調査機関への移行とニュービジネスモデルの可能性についてでございます。

民間調査機関の導入については、これまでの岩手県教育委員会の方針同様、現段階では積極的に民間を導入しようとは考えておりません。遺跡調査は遺跡の保存と活用のための手段であります、一方では地元の雇用の面で役立っていることもあり、これをニュービジネスモデルとすることについては、今後先進事例を参考にして検討して参りたいと考えております。

次に、増大する出土品、図面、写真等の保存管理状況と施設のあり方についてでございます。

現在、出土品は3カ所に分散して保管しております。一つは平泉文化遺産センター内、二つ目はセンター敷地にありますプレハブ、そして三つ目に旧観月桜という借用建物であります。出土品の増加に伴ってやむを得ず分散されてきたものであります。図面、写真につきましては平泉文化遺産センターに一括保管しております。本来これら出土文化財は、防災・防犯設備の整った施設に一貫して保管管理されるのが理想といえます。将来的には適正な場所に施設を求めて参りたいと考えております。

次に、2番目のスポーツ振興を活用した人口減少歯止策についてお答えをいたします。

初めに、本町の児童生徒の体力状況と今後の目指す方向性についてでございます。

平成24年度の全国体力テストは、握力、上体起こし等8項目にわたって測定を行っております。この結果を全国と比較いたしますと、小学生では全体として全国平均並みであります、50メートル走や立ち幅跳びの項目において劣っている反面、長座体前屈の項目においては優れ

ている状況にありました。一方、中学生においては、握力については全国平均を上回っておりますが、全体として全国平均を下回っており、50メートル走においては全ての学年で全国を下回っている状況にありました。特に小中学生とも瞬発力が求められる50メートル走における体力低下が顕明であることから、現在学校等で取り組んでいる登下校時の歩行の励行や、日常の学校生活の中での指導に期待しているところであります。

次に、本町の成人、高齢者のスポーツ人口の向上策と体力づくり推進策についてでございます。

あらゆる年代の町民がそれぞれの体力や年齢に応じて幅広くスポーツ活動を楽しめるよう、日常的スポーツ活動の普及啓発に努めているところであり、町体育協会との連携事業であるふるさとオリンピックや出前スポーツ教室、壮年ソフトボール大会など、ライフステージに応じた事業を展開しております。特に出前スポーツ教室につきましては、近年、幼稚園・保育所児童を対象としたミニサッカー教室、介護予防事業としての教室、町民の親睦・交流としての教室、PTA行事としての活用など、町内各般からご利用いただいているところであります。また、競技スポーツの振興につきましては、町体育協会と連携しながら種目別の競技大会やふるさとオリンピック事業の開催、県民体育大会への選手派遣などに取り組むとともに、指導者の育成支援などにより競技種目の普及を図りながら、スポーツ人口の向上や競技力の向上に努めているところであります。今後につきましても引き続き関係団体や町スポーツ推進委員、各行政区のスポーツコーディネーター、庁舎内の関係課と連携を図りながら町民の方々に健康づくりやスポーツ活動の場と機会を提供していきたいと考えております。

次に、生涯スポーツ・体力づくり全国会議2013の結果に対する本町の目指す方向についてでございます。

本年1月25日に宮崎県におきまして生涯スポーツ・体力づくり全国会議2013が開催され、次世代につなぐ新たなスポーツ環境の創出に向けて地域におけるスポーツの推進を全体テーマに、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備などの視点を踏まえつつ、地域におけるスポーツの推進について具体的な検討がなされていることは議員ご承知のとおりでございます。

本町におきましても、平成23年度に策定いたしました新平泉町総合計画に基づき、全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行えるよう、身近なところからのスポーツ活動への取り組みを啓発するとともに、誰もが参加できるスポーツ活動の場と機会の提供の充実を図ることとしております。具体には、町民大運動会や出前スポーツ教室といった各種スポーツ教室、大会などを軸に日常的スポーツ活動の普及啓発を引き続き行って参ります。また、町民がいつでも、どこでも、誰とでも気軽に健康づくりやスポーツレクリエーション活動ができるよう学校施設の有効活用や、既存の社会体育施設の整備充実を図るとともに、新町立体育館の建設整備については、今後地域懇談会を開催するなど町民の皆さんの理解を求めながら検討を進めて参ります。

次に、人口減少歯止策についてでございます。

議員お示しの美郷町における公営住宅の例によりますと、一定用地に戸建住宅を建設しニュータウン化を図り、もって若者の定住化を促進する事業となっております。財源的には、美郷町の

場合、事業費の約85%を交付税措置率の高い過疎債で賄っており、有利な条件のもとでの事業執行が可能となっているようにございますが、当町の場合は、公営住宅の建設財源としては国庫補助金が約50%、残りを一般事業債等で賄うこととなるため最終的なコストが割高になることも想定されます。また、公営住宅の目的は、住宅に困窮する低所得者の生活の安定を図ることとされており、より多くの住民が恩恵を受けられるような施策をしていかなければならないと考えております。

町営住宅用地の有効活用方策としては、上野台団地の未利用地に民間資本による住宅建設をする方法や、老朽化している花立・大沢団地の入居者を高田前・上野台団地へ移転を斡旋し、跡地を無償貸付けなどの定住化対策として活用する方法などを検討しております。

町営住宅のあり方については、既存入居者の措置をはじめ管理規模、用地の活用方法など、定住化促進対策の方針を定めた上で判断していきたいと考えております。

次に、3番目の空き家・空地等再生事業についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、空き家・空地の所有者適正管理条例の制定についてでございます。

県内で初めて、今年1月1日より施行された西和賀町の空き家等の適正管理に関する条例は、少子高齢化や過疎化が進み管理の行き届かない空き家が増加し、町民に損害を与えることが危惧されることから、空き家等の所有者に対し適正な管理を求めることで町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的に条例を制定されたようであります。

当町の場合、常時無人の状態でお老朽化、もしくは自然災害等で倒壊のおそれのある空き家がどれほどあるか把握していないのが実状でありますので、実態調査を行った上で条例制定の必要性を検討して参りたいと考えております。

次に、空き家バンク設立についてでございます。

空き家バンクは、自然豊かな農村へ移住したい、田舎暮らしをしてみたいなど都会からの移住希望が高まっていることから、都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図る目的で、空き家を売りたい、または貸したい方が空き家バンクに登録し、その物件を町がホームページで全国に紹介し、物件を買いたい、または売りたいという希望があった場合は、町内の宅地建物取引業者の仲介により売買や賃貸の手続きを行うシステムであります。

空き家バンクの設立については、空き家管理条例の制定と同様に、売買及び賃貸借可能な空き家について実態調査を行った上で検討して参りたいと考えております。

次に、取り壊し助成金の創設についてでございます。

良好な景観を守り、育て、つくるため、周辺の景観を著しく阻害している廃屋を解体、撤去する目的で、市町村がその費用の一部を助成する取り組みを行っている自治体があることは承知しております。当町の場合、景観上問題となるような廃屋が何件あるのか実態調査が必要でありますし、先に質問のありました空き家等の管理条例とも関係してくると思っておりますので、総合的に検討して参りたいと考えております。

次に、固定資産税特例適用の緩和制度の条例改正についてでございます。

住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例は、地方税法において小規模住宅用地では6分

の1、一般住宅用地では3分の1と定められております。家屋を取り壊した場合、その特例は受けることができなくなります。また、固定資産税の減免については地方税法及び町税条例で定められており、その適用は極めて限定的なものとされております。他市町村では、特例解除の期間を延長する要綱を定め2カ年程度延長している場合もあるようですが、あくまでも危険回避措置という緊急避難の場合での適用を行っているようでありませう。景観上や危険回避から危険住宅の取り壊しの促進を図るための固定資産税の特例適用も一つの政策ではありますが、取壊し後の宅地の適正管理が保たれるかという問題もあります。空き家等の適正管理とその支援策として、特例緩和制度について今後検討して参りたいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

まず発掘業務とその経済活動ということですが、実は多くの、平泉世界遺産になりまして、本当に平泉に店舗を構えたい、あるいは土地を購入して商売を始めたい、こういった声が増しに多くなってきているような感じもいたします。更には沿岸の方も、なかなか沿岸の方では集団による店舗でないといういろいろな補助金の制度がないというようなことから、向こうではなかなか商売ができない。しかもそんなに待ってられないというような観点から、最近町内でやりたいと、こういったような声はちらほら出てきているわけですが、そんな中で唯一この経済活動をする上でネックとなっているのが発掘調査の、要するに原因者負担金の問題が大きく取りざたされております。なかなかこれから土地を購入し建物を建てて、いざそこでやるという時に、本来の建設費プラス原因者負担金という問題が大きく嵩んでくると、それが損益分岐点を出す上でなかなかネックになっているというようなことで、だから一般の方たちでは平泉はちょっと難しいぞというような、余計な銭がかかるぞと、こういったようなのがその業者間では声が出ていると。何とかその辺を回避できないものか、あるいはそれらに対する補助金みたいなものがないものかというようなことをちらほら質問を受けるわけですが、そういったような補助金制度みたいなものがあるのかどうか、それが第1点ということと、発掘費用の問題で発掘員の単価と申しますか、それらは県の平均と申しますか、そういった単価はどういうふうな形で単価を決めているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと、こういうふうに思います。

議長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

ただいまのご質問ですが、一つ目の経費が大変大きく負担になるので補助金という質問ですが、基本的に原因者負担というのがあります。そしてその原因者に対しまして、その建てるものが個人に供用する、いわゆる個人住宅のみは国庫補助があるというものでございますので、あくまでも個人住宅のものについての補助です。

第2点目の賃金の単価について県との整合性はどうかということでございますけれども、平泉町内におきましては私たち町の雇用している作業員、それから県教育委員会で雇用し

ている作業員、また、財団法人岩手県埋蔵文化財センターで雇用している作業員、三つの機関で雇用してございますけれども、それらについては、時間的などころの単価については統一した上で行っているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

いろいろ最近、今朝も岩手日日の新聞で一関の内装屋がオリンピックで3位になったということが報道されてございましたけれども、発掘員の資格といいますか、最近できたもののようにすけれども、いろんな内装に携わる方たちなんかは、そういう技能士みたいな資格を取らせましてですね、そして技術の向上や作業の効率、安全性、こういったようなことが、資格を取らせると非常に現場の方の作業効率も上がってくるというのが実績済みで、最近ではいろんな現場なんかでもそういった人たちを何名以上配置するようというふうな形が出ておりますけれども、そういった、それを教えというか、100日以上、3年間以上の経験があればそういった受験資格も出てくるというようなことがあるようでございますけれども、そういったような内容のことは検討したことがありますかどうか、その辺をお聞きしたいと、こういうふうに思います。

議長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

作業員のそういった技術の向上につきましては、特に、直接の指導のみで過ごして参りまして、まずは習うより慣れろといった感じで直接の指導で日々やってきているところがございます。ですから、いまだかつて、そういった新たな視点での向上策をとったことは残念ながらございません。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

是非今後の検討課題としましてですね、そういった資格を与えると仕事に対する誇りも、実際にそれに携わる人間そのものの誇りにもなりまして自信にもなるというようなことで、きっとその作業効率が上がってくるのではないかと、しいてはそれが原因者負担金が少なくて、安くというか、それが進むということに最終的にはなってくるのではないかと、こういうふうに思いますので、是非これ今後の検討課題というふうな形にして作業員の技術向上を錬磨していただきたいと、こういうふうに思います。

それとニュービジネスモデル、これは文化庁の諮問機関であります発掘調査の、ちょっと忘れましてけれども、そのあれを見ますと、発掘業務についてはどんどん民間に移すべきであるというのが会議の中で出ております。役所の方は埋蔵文化財調査士、あるいは埋蔵文化財調査士補、こういった人たちが役所の方ではきちんと構えておましてですね、それを発掘の方は民間に委ねて、そして資格を持った役所の管理のもとでやるべきだと、こういうのが文化庁の発掘調

査のあれで出て、その方向に進むようにというのが出ているようですけれども、この中では、まだ県内にはそういったようなこともないし、これ県の方針ということもあるかと思えますけれども、文化庁ではそういったようなことになっておりまして、それで結局はまず役場から普通は工事でも何でも発注する時に、これは入札で行っている業者は切磋琢磨しながら、価格等そういったものを検討しながら安い価格で入れて頑張るととということもあるのですけれども、役所から原因者負担する場合の時の価格についてはどういう、積算根拠は分かりましたけれども、それについて努力目標というか、そういうのが全然見ないわけですね、その辺はどういうふうに考えているのか。安くとにかく提供するのだ、正しいあれも調査するのだと、結局見積もり出されればなしと、業者は。このくらいかかりますからということでそれに従わざるを得ないと。これは入札、ニュービジネスモデルにして、それを入札にしてやるべきだというのが報告書の中に書いてございますけれども、県の方はそういった方向に進んでいないのかどうか、その辺。

議長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

今の質問でございますけれども、いずれそういった民間への導入ということに関しましては、基本的には直営でやるのが望ましいということで、ただし効率化を図るために部分的なところで民間に委託していくというようなことは考えているということでございます。平泉町の場合もやはり同じではございますけれども、特に平泉の特性としては、小さな規模の調査が多いわけでございますして、それが直ちに民間の導入にということにつながるかどうか検討の余地があるかと。

努力目標ということでございますけれども、当然原因者にかかります時間的なところ、経費的なところ、これにつきましては負担の程度の軽減を図っていくということを努めて参りたいと考えております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そういうことでお願いしたいと、こういうふうに思います。

最後にこの件で見積もりを出してですね、例えば屋外が多いものですからどうしても天候とかそういったものに左右されて、なかなか予算どおりにいかないという場合も出てくるのではないかと、こういうふうに思いますけれども、そういった場合どうするのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

当然中身が変わってくれば変更契約もございますので、そういった形での対応ということになります。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

次に進みます。次は2点目のスポーツ振興を活用した人口減少歯止策でございます。

今新たに騒がれております新国民病というのが、今大きくクローズアップされております。難しい言葉で言うとロコモティブシンドロームと、こういったようなものらしいのでございます。これは何かといったならば、骨、関節、筋肉など、体を支えたり動かしたりする運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険性が非常に高い状態の人間がだんだん増えてきている、こういうのが早急な健康対策が必要であると、今これに対してロコモ体操だとか何かというのが大分流行ってきて、これを国民全体でみんなで共有しようと、こういったようなことが今盛り上がってきております。それは何かとこういって、子供から要するに運動しなくなったと、人間がどうしても運動離れだと、これらを回避するのに体を動かす運動をすることが大切であると、こういったようなことが言われております。

先程小中学生の体力状況につきましては聞いてございますけれども、高齢者に対する運動人口でございますけれども、大体どのくらいと考えておりますか。平泉の高齢者のスポーツ人口どのくらいいるか把握したことありますか、ありましたらひとつ。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

高齢者に限ってという人口については把握しておりません。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そんなことで、誰もがそれぞれの体力や年齢に応じていつでもスポーツレクリエーション活動を楽しみ、交流を深めるというようなことが今度のアベノミクスにも載っております。ですから、総合型地域スポーツクラブなどの体制基盤を整備して、そしてスポーツで心豊かにたくましくを合言葉にやるといったようなことが載っておりますのでね、是非スポーツ人口を図る意味でもやっていただきたい。そして今度はできる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人、要するに50%以上となるように目指すと、こういったようなことを書いてございますので、是非そういったようなことをやっていただきたい。そういう観点から、非常に今回の体育館の建設が、私の感じるのは、町の前の体育館がなくなって、それ以来、非常に本町はスポーツ離れが進んだというふうに私は思っております。主要施策成果報告書を見ますと、あった時のスポーツ人口とそして町体育館がなくなってからのスポーツ人口、人口は約8%、7.何%減っております。ですから当然それに応じて、高齢化になったということもございまして、それも含めてそれ以上に、人口の減少以上にスポーツ人口も減っていると私は算出いたしました。そういうようなことですね、国の方でもそういった成人の週1回以上のスポーツ



の実施率が50%以上になるように是非奨励してくれというようなこと、それがひいては医療費だ何だかんだということに跳ね返ってくるのですよと、それは節減になるから何とかやれと、こういったようなこととございます。

それと今度、この間、一関の勝部市長の国際リニアコライダー、これの勉強に行ってきました。これは2003年に世界30カ国の研究者で合意してリニアコライダーの設置をするんだと、そして2012年12月に約8,000億円で建設計画をするということで設計が決定していました。半分が日本でそれ以外の国が半分を出すということで、2015年に建設決定ということだし、2026年に稼働を開始するというようなことになってございまして、7月に一本化されると、国内は。

それで、かなりこの中身を見ますと、施設に対してはいいのですね、非常に日本は評判がいいのですね、ただ今度はその科学者が住む環境、こういったようなところを考えるといまいちではないかというふうに言われています。その中に、ヨーロッパの方では国民の50%が何らかのスポーツをやっているということで、休みとかそういったような時にはスポーツに親しむというのが一般化していると、それが日本の場合はそうではないと。それに対する自然の環境とかそういったようなことが必要ではないかということが今、立地条件としてむしろ向こうの方がそれは進んでいるのではないかと、こういったように言われております。

そういう意味でも是非、そういった諸外国の人たちがここに、研究者及び職員、家族で5,000人、そして関連企業及び家族で約3,500人、こういった人たちがここに住むといったようなことが言われております。そのためには環境が左右するだろうと。施設そのものはよくても、結局ここに来る科学者たちに、あそこがいいと、こういうような、そこに出張して行っても、そこで住んで研究するにも住む環境、そちらの方が今大きく議論されている、クローズアップされているというようなことを聞いてございます。

そういった意味でも、平泉の場合は史跡から何かあるもので、是非それらも含めた上で体育館の建設について、ひとつ早期に進めてもらいたいということとございます。そして町民に、その人たちも来て一緒にやれるように、そして野球の三原監督が言った、勝って和するという言葉、これが大分平泉にはなくなってきたなど、こういうふうに思います。要するにスポーツをやって勝って、勝つことによって人と人との輪が出てくると、三原監督がいい言葉を何十年前だかに言ったと、こういったようなことで、勝って和するという言葉が町民は忘れてきていると、そういうことでスポーツを通じて勝つこと、そしてそれがしいては和すること、こういったようなことに結び付けていただきたい。そのためにもスポーツの振興は大切だと、こういうふうに思うわけとございますのでお願いします。

それと、まずドイツの都市経済学者、市町村が衰退する要因、これを発表してございます。どういったところから衰退の条件、発展する条件は幾らもありますけれども、衰退する条件というのが5段階評価しております。その中にやはり雇用というのがございますけれども、雇用の他に先程来言った総合運動スポーツ公園、そういったようなものがあるかないか、こういったようなことも衰退条件に入っているようございますので、是非そういったようなことをやってもらいたい。

スポーツ人口の今度の目指す方向としましてですね、何か施策がありましたら、スポーツ人口を増やす政策がありましたら、ひとつ教育次長ですかね、お聞きしたいと、こういうふうに思います。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

広い意味で、スポーツの振興という視点で若干論点がずれるかもしれませんが、ひとつ話をさせていただきたいとします。

教育委員長が教育行政方針演述の中で、学校教育にかかわって八つの重点施策を挙げてお話をさせていただきましたが、その中に体力向上については載せておりません。ただ前段に、確かな学力、豊かな心、たくましい体、そのバランスのとれた教育を展開するのだというふうなお話をさせていただきましたので、その大きな柱の一つに体力づくりはあるというふうに考えており、生涯学習の視点で、教育振興運動でノーＴＶデーの運動を展開しております。家庭での生活のありよう、例えばテレビとかゲームにずっとかかわって外に出ないとか、そういうようなことではなくてというふうな意味合いもあるわけでありますから、そういう視点で、実態は実態として、子供たちが外に出てのびのびと遊ぶと、そういうことが体を鍛えることにつながるというふうにも思っているところであります。

一方、大人の社会においてのスポーツということではありますが、社会体育行政基本方針の中に生涯スポーツの振興というのをうたっております、明るく豊かな生活をし、健康で活力ある地域社会づくりのためにはスポーツはなくてはならないものだというふうなうたっているわけであります。平たく言いますと、いかに老後まで健康を維持するか、医療費を縮減するというふうなことにかかわるわけでありますけれども、そのことがある意味では喫緊の課題であろうと、そのように思います。多くのお年寄りも含めて引きこもらずに外に出て体を動かすこと、そのことが地域社会づくりにも大変活性化にもつながる、そして健康にもつながるというふうなことになるのではないかと、そのように思います。

総合型地域スポーツクラブのお話もありましたが、ねらいは多世代、多種目、多趣向、このことがいわゆる初心者からトップレベルのものまで、あるいは子供からお年寄りまでというふうなことで、集まってレクリエーションなりスポーツに触れるということが町の活性化にもつながり、なおかつ住みたくなるまちづくりにもつながるのではないかと、このように思っています。そういう意味で、一つの拠点づくりとして現在検討を進めております体育館建設もあるというふうにご理解いただければありがたいと思います。以上です。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

大変詳しい内容をありがとうございます。是非体育館建設と併せましてですね、これからの生涯者スポーツの計画と申しますか、そういったものも併せて、並行にできた時には、町民一人ひ

とりがこういうスポーツに親しむのですよ、こういったような週に1回、あるいは2週間に1回でも町民が必ずスポーツに接するような機会をつくりましょうという、そういった目標というか、そういった数字で表したのもできれば作成していただければと、こういうふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、是非勝って和する、その精神を町民一人ひとり、スポーツに親しむ者に勝って和するという精神を是非とも植え付けたい、こういうふうに思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

定住化構想でございます。若者の定住化構想、先程皆さんにお配りしておりました定住化対策、はっきり言ひましてこちらは過疎地域、過疎債という非常に、町長からの答弁にもありましたように過疎債というのは非常に便利なのか、いい内容のものがあるので非常にうらやましく感じてございます。これは、でも何か私はあるのではないかと、こういうふうに、いずれここにあったように鉄筋コンクリートの、今ある上野台1号棟を1世帯当たりで割った場合の建設費を比較すると、はるかにこういったものが安くつく。それで町営住宅が、恐らく今度は公営住宅法で、平泉の場合は残る上野台と高田前ですか、それ以外の方は恐らく解体しても新たに建設ということについては住宅法の方では私は許可にならないのではないかと。あれの内容を見ますと、結局金があったから建てられるという問題だけではなくて、周辺地域の人口増とかこういったようなことも勘案した上でないと建設できないというような旨が書いていたように私は思ひます。

ですから、ではその有効活用をどうすべきかということ考えた時に、先程町長は無償化、無償で貸すと、こういったようなことを申し上げておりましたけれども、財源は別問題といたしまして、美郷町の例を先程申し上げましたけれども、平成19年度からこの制度を行って、平成24年度で28棟建ったと、毎年5棟ないし4棟を建ててきているようでございますけれども、平均4.572棟で平成23年度までの28棟で128名が若者定住住宅に入居をされておりますと。町外からも多数の方々美郷町にお越しいただき定住していただいております。定住対策に成果が上がっていることから、今後ともこの事業は継続していく予定であるという回答も私、美郷町の方からいただいております。

要するに、1棟当たりが1,500万円で町有地に建ててあげますよと、そして家賃3万円で20年住んだならば無償で建物分はあなたにあげます。そして25年住んだらその土地もあなたにあげますと、こういう制度で非常に人気があるということで、今回もわずかホームページに載っていたのが3日、今回のみんな、後ろに方に付いているこれが今回のものですがけれども、わずか3日で終わり。あとは予算がありませんので来年ですと、こういうようなことだそうでございます。非常に人気が高い。それはどういったところを利用しているかということ、昔の幼稚園の跡地だとか学校の跡地だとかそういったようなもので、集団的にしないで3棟か2棟ぐらいつつ、ぽつぽつというような形でやっているようでございます。

私は、今建てるとすれば、これから20年だ30年だと、あるいは35年だという住宅ローンを組んでやるというのがほとんどでございます。むしろこういったようなものを建てて、月3万円の家賃、美郷町はそういうことで3万円、是非何十年のローンを組むよりも月3万円、そして

40歳以下の夫婦というようなことの条件のようですけれども、是非検討していただきたいと、こういうふうに思います。

それと3点目の空き家対策でございます。空き家バンクの創設でございます。

今、非常に人は減って家は余っているというのが社会現象になってございます。一関でも今度立ち上げました、空き家対策。こういうチラシをもう一関で出しています。2、3日前の新聞にも載りました。非常に地方の方はひとり暮らしとかそういった相手、あるいは一人だけいるということで、貸したい、売りたいものを役場の方に登録して、そして今、団塊の世代の人たちが定年を迎えて皆こっちに帰ってきたいと、こういった人たちがいる。その人たちに対して提供するというような形で、奥州市では昨年発表になったのではもう17件の実績があったというふうに報告を聞いてございます。平泉でも是非そういったものがいいかというふうに思います。

今、それと条例ですけれども、空き家条例、この西和賀、先程ありましたように、責任を放棄する所有者に警鐘というようなことでですね、空き家が平泉にはどのくらいあるか分かりませんが、ハクビシンの巣になっていたり、いろんなそういったようなものが激しいといったようなことから、管理者責任を問う条例が平成25年1月1日から施行になったといったようなこととございますので、先程の景観条例というか、あれと併せましてですね、是非平泉もこういった管理者責任を問われる、問うような条例があってもいいのではないかと、こういうふうに思いますので、よろしくその辺お願いしたいと思います。町長その辺に関しまして、条例のことにつきまして何かありましたら。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

空き家の管理条例につきましてでございますけれども、いずれにしましても現在の状況を確認した上で検討して参りたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

今、一関は各行政区長にお願いして、各地区に貸したい、借りたい、売りたい、こういったようなものを情報提供にあたっていると、向こうから来るものの田舎暮らしをしたいという団塊の人たちにそれを提供すると。また、地方の方で行きますと逆にそれを、大きい家が高台にあって一人しかいないと、働けないと、それを結局貸して、そしてその家賃で市内に住むというような形もとうとうという動きも今出てございます。是非その辺も検討していただきたいということでございます。以上終わります。

議長（青木幸保君）

これで高橋幸喜議員の質問を終わります。

休憩といたします。

休憩 午後 2 時 3 4 分

再開 午後 2 時 5 0 分

---

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

通告 2 番、千葉勝男議員、登壇質問願います。

9 番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

年月の流れ、光陰まさに矢の如く新年度予算を審議する議会を迎え、私も気持ちを新たに諸課題に取り組んでいく決意をしたところであります。国においては第183回通常国会が1月28日に始まったところでもあり、安倍政権の経済政策に注視しているところであります。

さて今回取り上げた問題は、社会経済情勢が不安定で不均衡経済が進んでいる今だからこそ、工夫に工夫を重ね、議員も町長をはじめ職員も英知を結集してこの難局を勝ち抜いていきたいと思っているところであります。

それでは、今議会において町政の重要課題と思われる点について所見を頂きたいと思えます。

まさに時代の流れとでも申しましょうか、自主財源の確保が重要な課題であることは議論を要しないところであります。魅力あるまちづくりを推進し、多様化する住民ニーズに応えるためには、スクラップアンドビルドによる歳出の抑制はもちろんのこと、歳入をいかに確保するかについてもそれと同様に考慮しなければならない重要な問題であると思っているところであります。

それでは、町長の建設的な答弁を求めたいと思えますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初に、平泉にとって大事業である町立体育館建設に係る問題についてであります。

既に建設基本設計委託料が新年度予算に盛り込まれたところでありますが、町立体育館建設に反対する町民有志の会から2月15日、町長に対してですね、町財政の問題や建設時期の再考などを質す質問状が提出されたことが報道されました。この問題について町長はどのように捉えているのか、まずその点についてお伺いをして参りたいと、このように思います。

次に、体育館の建設地についてでございますが、祇園地区が有力とされているようでございますが、その祇園地区という、決定しようとしている内容はどういうことで祇園地区なのか。また、もう1点はですね、花立地の旧体育館跡地も、非常にあそここの場所がいいよというような町民の方も多くおられますが、あそこがだめだという理由ですね、それもお聞かせをいただきたいと、このように思います。

次にですね、実際問題8億円以上もかけて建設しようという計画なわけでございますが、私はこれだけの8億円もの金をかけて本当に今のこの時代にあってですね、震災後、建材の高騰なり人件費の高騰なり様々な問題が取りざたされている中で、今ぎりぎりここで直接、明日から例えばたちまちだというようなことではなくて、少し落ち着いてからでもいいのではないかとこのよ

うな感がしております。以上の件についてお尋ねをして参りたいと、こんなふうには思っているところでございます。

次に、町有財産の問題についてであります。このことは長島にある味噌加工研究会ですか、その建物の件についてお伺いして参りたいと思います。

実はご案内のように、この建物は旧長島駐在所の跡地を利用して、現在研究会の方でお借りをして使用しているということが実状でございますが、いずれにしても大変老朽化してきているということでもあります。現在は借入者の方で屋根の塗装だったり様々なことは自前でやっておりますが、到底このままいくと、外部もいろいろ壊れてくるだろうし様々な問題が出てくるというように思っております。このことは当局としても既にご承知のとおりだとは思いますが、この建物を今後どうしようとしている考えなのかということ、そのことをお聞かせいただきたいというように思います。

それから第3点目でございますけれども、磐井の若水送りという行事が行われておりますが、この関係にあってはですね、一関市の東山から長島を通って柳之御所、中尊寺までこの行列が、毎年、毎年もう既に今年で20年ぐらい経っていると思っておりますが、そういう行事が町の観光にもつながる部分もあるだろうと思っておりますが、実はこの行列はそのような経過の中で行っております。一番大変だという話を聞いたのは、厳寒の中ですから休憩をしながら中尊寺までこの水を運んでいるわけでございますけれども、例えばトイレ休憩だったりいろんな問題があると思っております。現在はどうしているか分かりませんが、いずれちょうど七曲あたりが休憩をする場所にちょうどいい中間点というか、そういうようなことで、はっきりここで申し上げますが、長島の例えば体育館だったりその辺で休憩をさせて、トイレ休憩なるものを利用させる考えはありますかということです。

そんなこんないろいろあっているわけでございますけれども、いずれ今申し上げた3点についてですね、当局のお考えをお聞かせいただきたいと、こんなふうには思います。以上でございます。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、千葉勝男議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目の町政課題について、ご答弁申し上げます。

初めに、体育館建設について町民有志からの質問状のことについてでございます。

過般、質問状を受け取っておりますが、その際に話を実は伺っておりません。お話を聞こうとしたのですが、お話をしないで質問状だけを置いていったというふうな形でございます。その質問状にはその内容についてありのままお答えをしているところでございます。

いずれ今後話し合う機会があると思っておりますので、経過を含めご理解をいただけるよう努めて参りたいというふうに考えております。

次に、体育館建設に係る建設地についてでございます。

当初、倉町地区を選定してそれぞれ検討していただきましたが、実はハザードマップで浸水区

域になっているということで、倉町地区を最初は予定しておりましたが、そういうふうなハザードマップ等のことで実は除いたという経過がございます。

それで旧平泉体育館跡地についてでございます。この地区につきましては、史跡の金鶏山というコアゾーンに隣接しておりまして、史跡を構成する重要な地域だということで、景観条例で高さ制限があることや平泉文化遺産センターに来場するお客様方の駐車スペースとして利用しているという状況から、体育館建設の候補地としてここも除外したところでございます。

次に、議員からご提案のありました復興事業が落ち着くまで時期の延長をしてはどうかということのご質問でございます。

建設のスケジュールにつきましては、平成27年度に体育館の建設工事及び駐車場工事を見込んでおりまして、平成28年4月に供用開始を見込んでいるところでございます。建設資材の高騰、人件費について、確かに震災前と比べますと高騰しておりますが、このまま高騰し続けた場合、沿岸被災地の復興が進まない状況に陥るため、現在、国として優先的に対策を講じている状況にあることから、今後極端な上昇はないものと見込んでいるところでございます。一方、安倍政権が今後実施しようとしております消費税率の値上げについては、平成26年4月に8%、平成27年10月には10%を予定していることから、建設にあたっては消費税10%の値上げ前に着手できればということも考えざるを得ないのかというふうなことから、町民の理解を得られるのであれば、計画どおりに進めたいというふうに考えているところでございます。

次に、2番目の町有財産についてのご質問でございます。

ご質問のありました長島味噌研究会が使用している建物でございますが、議員ご案内のとおり旧一関警察署長島駐在所があったところでございまして、木造で築45年という長きにわたっての建物で老朽化が著しい建物でございます。現在は無償貸付けを行っておりますが、施設の老朽化に伴い危険なこともあり、貸付けの是非について現在検討しているところでございます。具体的には現在の土地無償貸付け契約が平成25年、今年の3月31日をもって契約満了いたしますが、長島味噌研究会からは引き続き借用したい旨の意向を示されておりますことから、建物を譲渡した上で土地の貸付けのみを行う方向で現在検討しているところでございます。したがって、建物の維持及び補修につきましては町として今後実施する考えはございません。なお、同様に老朽化した施設を貸付けしている例がございますが、この他2件程ありますが、同様の考え方で対応して参りたいと考えております。

次に、3番目の平泉観光に係る件でございます。

磐井清水若水送りににつきましては、議員ご案内のとおり藤原秀衡公が磐井清水を元朝に若水として汲み、里人の手によって奈良坂峠、東岳峠を越えて平泉の柳之御所まで届けたという古事に倣い、今年で21回目を迎える行事となっております。ご質問のトイレ休憩と後援につきましては、以前平泉町でお世話をし、柳之御所資料館のトイレを使用していただいた経過はありますが、最近では休憩の要請が実はありませんので対応していないというのが現状であります。また、後援依頼につきましても、今まで申請がありませんでしたので後援は行っていません。今後トイレ休憩の要請と後援依頼がありましたら検討したいというふうに考えております。なお、今年も

1月1日早朝でございましたが、7時に180名の大勢の方々が行列を組んで中尊寺までおいでいただきまして、私も毎年やりますが、若水進上の儀では平泉総代という役をいただきましてお迎えをしております。その際には一行の方々に対しまして、ご労苦に御礼を申し上げているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

それでは順を追って再質問をして参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一番最初の反対運動の関係でございますが、その質問状の最後の部分だと思ひますが、いずれ文化ホールのなものに関して、あまり必要なものではないというような、説明会の時にそういうお話をされたということで憤慨をしているという部分もあったものですから、そのことはここでどうだこうだというわけではありませんが、この件についてはもっとやはり対話の行政、いわゆる町民とも少し対話をしてですね、こういうような質問状等が出てこないような対策をしなければいけないのではないかというように思ひますが、これ私が思うので、いやいや町長はそんなことはないと言うのかも分かりませんが、いずれにしてもこういう質問状が来たということは、やはり例えば説明会の時に十分な説明ができていなかったのかどうかというように私は思ひますが、そこらあたりはどのように思っておられますか、お伺ひしたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今ご質問にありました文化センターの話、ちょっと私もそういうふうな質問状に書かれた内容でお答えしたつもりはございません。必要性は私も否定していることではなかったというふうに思ひていまして、回答にもその内容についてお答えをしているつもりでございます。いずれ対話の行政ということで質問が出ないようにというお話でございまして、まさにそのとおりでございます。今後、今度の予算にも計上させてもらっていますが、計上したからこれをやり通すというふうなことではございません。これから地元といいますか、地域の町民の方々にきちんと説明をして納得したそういうふうな、納得まではいかななくてもですね、きちんと我々の今の現状を説明する機会をつくってですね、納得していただけるような、そういうふうなことを努めて参りたいというふうには考えているところでございます。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

それでは建設費についてでございますが、いろいろ旧体育館跡地はもちろん先程の説明の中にあつたわけでございますが、しからば将来的にですね、今町営住宅なりああいうものが建つていますが、将来はずっとあそこは空地、そのまま構わないでおかなければならないというふうな考えを今したところでございますが、開発の余地は全くないのでしょうか。



議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町営住宅の跡地利用につきましてでございますけれども、町営住宅につきましては、上野台住宅、そして高田前住宅については今後とも管理をし続けるという町の長寿命化計画がございます。その中で跡地利用ということで出てきますのが、今お話しの花立住宅、あるいは大佐住宅、これらが跡地利用ということで出てきますが、それらの活用につきましては、先程の議員の質問の定住化構想等も含めましてですね、今後の跡地利用については検討していくということになりまして、あのままということではない活用の方法を今後検討していきたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

そうすると例えば、体育館はだめだけれども将来的に何かには活用したいということですね。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

その跡地利用について今のままではない活用、その活用する内容については今後検討していくということでございます。

議 長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

私、今言っていることは、藤原まつり5月3日に毎年開催されておりますが、そのお祭りの関係者からすれば、あそこの体育館が、旧体育館ですよ、跡地が一番いい場所だったと。例えば行列の馬をあそこに繋いだり、あるいはいろいろな諸道具あれこれもあそこの場所が一番いい場所でありながらあそこに建てないということは、将来的に藤原まつりの準備等々はそれならどこにするのだということですが、そこらあたりはどのようにお考えですか。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

東下り行列のお話でございますが、今の現状でございますが、着替えの分につきましては役場の201会議室を使ってそちらで着替えをしておりますし、馬繋ぎにつきましては、今の跡地を利用させて使っております。ただ両方、みんな分散しておりますので、利用するにはやはり勝手が悪いということで多くの方からは苦情が来ております。ただ、今の状況でいくと、今分散しながら作業をするのが一番ベターなところでございますが、本来であれば体育館があそこがあれば一番いいのかということで思っているだけでございます。

議 長（青木幸保君）

9 番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

思っただけで分らないです、これは。そこが問題なのです。確かに史跡はそれはそのとおりだと思っていました。そのことは分りますが、やはり町長は少し不可能を可能にするぐらいの何か力量があってほしいという思いはしていましたが、できないものはできないと言われれば、ぎりぎりそこに建てろということではありませんが、いずれにしても、しからば祇園地区だという時に、祇園は例えば個人所有なのか、あるいは何々の企業だったりする、その部分はいかに考えておりますか。決まったわけですか、決まらないのですか。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

祇園地区ということで具体の場所については決定しておりませんが、あのあたり一帯は個人所有となっております。

議 長（青木幸保君）

9 番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

今ここに例えば、若干の1,200万円だけれども予算化されたということなのに、あの辺だということだけではなくて、あそこ一帯広いですから、大体どこなのでしょう。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

いすゞから西に、祇園線を西側に行ったところの南側と北側に耕地が開けておりますが、あそこら辺というふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

9 番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

ここで責めても分からないのですが、いずれ腹の中にはあるのでしょうか、あそこだという。ただ語らないだけで。もうそろそろ語ってもらいたいと思うのだけれども。

それで、個人所有は1人ですか、何人ですか、複数ですか。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

調べているところだと複数になっております。

議 長（青木幸保君）

9 番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

あの場所は、例えば体育館が建った時には避難場所とかいろいろそういう部分を想定されるわけですが、その時に例えば未曾有の災害というのは2年前の災害もあったわけですが、水が浸かないのですか、あそこは。例えば水害。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

町の防災マップの浸水地区にはなっておりません。また、一関遊水地事業が昭和47年に計画をされておりまして、ほとんどまずできあがってきておりますので、現在そのハザードマップは平成18年度に作成したのですが、あそこの計画しているところについては浸水はないというところで、今計画を進めているところです。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

ないと思っても起きたりするのが災害だからね、それはそれである程度のところはやはり高台の方が私はいいと思うのですよ。あまりにも町外れなのかと思ったりいろんな思いをしているところですが、それは誰も先は見通せませんからそれはそれでいいのですが、予定されている体育館施設の概要をちょっとお願いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

建物につきましては、アリーナが1,280平方メートルを予定しておりまして、この広さはバスケットゴールコート公式コートとして1面がとれるようになっております。また、競技練習用のコートが2面とれますし、バレーボールコートについても公式コートが1面、練習用コートをとろうと思えば2面とれるような形になっております。以上のようなことから、中総体などの公式試合についてはできないということになりますので観客席などは設けておりません。それからトレーニング室にはマシンジム等を置いて、個人等が筋肉の強化などに使えるような施設を考えておりますし、研修室については30人ぐらいを収容するような部屋を考えております。そのほか器具庫、更衣室、シャワー室、事務室、設備機械室、トイレ、玄関とかロビーなどを考えておりました。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

最初はバスケットボールコート2面という話もあったわけですが、これ小さくなったのはそのとおりだったと思いますが、いずれにしても観客席はない、それから舞台もないですね。舞台もない何もない、ただ箱だということは、これはやはりこの町とすれば、ステージがない体育館

とかというのは私想像できませんよ。

それで私が言いたいのは、8億円が10億円でもいいから少しまともなものを建ててくださいという気持ちです、私は。けちって中途半端なものを建ててどうするのですか。

私、先だって東山に行って見てきました。体育館と文化ホールと。東山の体育館はこれはもちろん平泉ではどうにもならない建物ですが、20億円かけていました。あれを建てろというのはないのだけれども、もう少し、ただバスケットボールコート1面だからいいとかということではなくて、幅広くもう少し使えるような、せっかく建てるのであればその方がいいのかというように私思っていました。過去、平泉にいろんな建物がありますが、どちらかといえばやはり中途半端なのです。だから町長、これは少し腹踏んばって、力を入れて、もう少し時間をかけてもいいから幅広い、幅広くというのはどこまでもではなくて、舞台ぐらい付けるとか、あるいは稼働の椅子を付けるとか、そういうように考えられないのかということです。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今の中途半端な施設はつくるべきではない、やはり体育館として機能を果たすもの。ただ、今文化部門的なものをやりますと、とてつもない実はお金がかかるとするのは他の事例を見ても、ですので、文化ホールのなところについてはやはり難しいというふうに今私は判断しております。ただ、今お話のありました観客とかステージとか、そういうふうなものが必要だという部分、それをもう少し時間をかけて議論すべきだということですが、ただ、私とすれば、一番心配なのは財政面でございます。今、前期基本計画の中で大型事業といわれる部分がそれぞれ四つ計画をしております。それがそれぞれで財政計画をつくっております、将来の財政見通しを見ながら計画をそれぞれ立てております。ただ、それが一つに集中しますと、他の事業がその影響で凍結なり先送りというふうな、もうある予算は決まっておりますので、その辺を他事業の調整といえますか、見ながら、もしも体育館の方を充実させるのであればですね。ですから、今打ち出そうと計画している事業のそれぞれのことも含めて検討しなければいけないのかというふうに思っております。

今のお話は先程申し上げましたとおり、実際に今回予算を計上させてもらっていますが、それを来年度前半に皆さんのご意見をいただきながらその辺は進めて参りたいと。先程、教育委員会の方では場所が決まっているような話をしてしていますが、実はまだ決まっておりません。ハザードマップで色が付いていないところはその付近ですよというふうな資料でお話を申し上げたということですので、その辺はご理解願いたいと思っております。いずれこれから皆様方にもう一度といいますか、財政的にも含めて説明をしながらご意見をいただくことで、来年度早々に考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

町長、その気持ちは分かります。何が分かるかという、町長は今回の施政方針にも上げていますが、とにかく仕事が多すぎますと。体育館は建てる、道の駅はやる、スマートインターチェンジもやる、道路はやるでしょう。やはりもう少し精査して、あまり無理しないようにまともなものをつくりながら、財政的なものもあると思うけれども、そういうような町政を進めてほしいというように私は思います。なものであるから町長、一生懸命やるぞというそのものは伝わってきますが、ただ無理だと思ふところがありますから、そこらあたりはこれからですね、私は急がなくていいと思うのですよ。もう少し、さっき言った反対運動なども出ないようにぎっちり町民の皆さんともお話をしながら、必ず時間をかければ解決できないということはないと思いますから、そこらあたりはもう少し対話の行政というところがあるものですから、これからは町長は十分にそのことを念頭に置いて町政を進めてほしいというように思っていました。そんなに無理して頑張る必要はない、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、体育館をいつまでも語ってられないから次に進めますが、二つ目にいきますが、いずれこの町有財産は譲ってもいいよと、このことはお話があったからそのとおりだと思ひますが、あれは建物として売却するとか売り買いするという代物ではないわけですね、40何年も経って。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

いずれ先程町長の答弁の方でも申し上げましたとおり、45年という老朽化になってございまして、実質的にはその減価償却で申せば最終的には5%しかもう残っていないという状況でございまして。それで額的にはそれほど高い額にはなっていないと申しますが、いずれ財産処分という形をとる方向で考えてございまして。いずれ今、貸付料以上に修繕費、維持費等がかかり増しするという状況下でございまして、そこから有効な財産の活用という面では逆にマイナス面が出ることもございまして。ただ、ここの場合は特に味噌加工という形での農業の振興施策にかかわるものというようなことで無償貸付けしているところでございまして。ただ、いずれそういう状況下になってございまして、老朽化をしていることもございまして危険な建物にも該当するような状況になってございまして。その中で新たに手を加えてそれに対応できるような措置までは考えてございませぬということから、できれば今貸付けしている方に譲渡して、その後その土地については引き続きお貸しするというような形で今検討しているところでございまして。

いずれ、その他の2件もそういう老朽化した施設がございましてけれども、それにつきましても同じような考え方に基きましてですね、これから交渉を進めて参りたいというような形で考えているところでございまして。

議 長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

建物は建物でそれでいいと思いますが、例えば土地を貸すのか、無料で貸すのか有料なのかというあたりは、その辺はどうでしょう。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

土地につきましても、財産評価委員会という組織がございますのでそちらに諮りまして、あまり味噌加工から収益が上がるような団体ではないということも聞いてございますので、その中でですね、ただというわけにはいきませんので、その辺は検討した上で適正な価格を設定してお貸しするというような方向性で進めて参りたいというふうに考えてございます。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

土地を、おまえこの土地を任せるから、売却するからという考えはないですか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

土地の売却についてでございますけれども、以前相手の方とお話しした際には、いずれ収益もそれほど上がらないという中で取り組んでいる活動でございまして、なかなかその費用も捻出するのは難しいという話もございまして、できるのであれば貸付けという方向性を望んでいるようにも思われます。ただ、底値につきましても、内容次第でございまして、その方に独占的という方向性がいいのかどうか分かりませんが、売却というものは方向性としては考えられるものであると思っております。

議長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9 番（千葉勝男君）

今の加工場はそのとおりでございますから、いずれにしても例えばアグリ平泉でつくった大豆とか、いろんなものを利用しながら味噌加工をしたりしているということで、いずれこの地域の農業に貢献しているという部分には、少なからずとか大きなものではないにしても大切な施設だというように私は思っていました。そういうものですから今後においてもいろんな、あの人たちが、例えばですよ、とてもこの建物では何ともならなくなった、建てたいとか、仮の話ですが、そういうふうな話になった時には、やはり自分の土地、あるいは自分たちの土地であれば自由に建てたりすることができるのかというようなことにもなってくるのかと思いますから、そこらあたりは是非前向きに、あの人たちの研究会を今後も続けられるような方策にしてほしいという要望をしておきたいと、このように思います。

次は若水送りの関係でございまして、先程町長の答弁の中には、もとは柳之御所で休憩をした

という、要請があつてそうだったということではありますが、そこまでは私、実は要請がなかったというのは今聞きましたが、やはりこの平泉町の人参加というのはそんなにないですね。そんなものだから遠慮しながら、いやいや困ったというようなことが私の耳に入ったものですから、いずれこの話を今回取り上げたのでございますが、先程の町長の答弁にあつたように、要請があれば何とかそれに対応していきたいということのように受け止めましたから、もしそういう要望があつた場合においてはですね、ひとつよろしくお願ひしたいと、このように思います。

それからもう一つ、若水送りの関係でございますが、主催は磐井清水若水送り実行委員会ということですし、後援が一関市、あるいは一関市教育委員会のようなのですが、当町としてはそういう後援をすつとかという、この資料を見るとなつていないように思われますが、そのあたりどうなのでしょう。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

先程、町長の方からもご答弁いたしましたけれども、後援依頼が、申請がありましたら、窓口は総務企画課でございますが、検討し対応したいと思つてございます。

議 長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

そのことではなくて、一関市も一関教育委員会も後援をしていると、例えば若水送り実行委員会に対して。平泉町では、例えば後援とつということになっていませんねということです。それと、なつていないのであれば、例えばこの若水送りに対してこれから後援をしようと思つのか思わないのか、そこらあたり。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

先程も町長もお話ししました、一関の方からは後援依頼が今まで一度も来たことがございませんでしたので後援はしてございませませんが、改めて後援依頼がありましたら後援をすることにつきましては検討したいというところでございます。

議 長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

私の質問は以上でございますが、いずれにしても体育館建設だつたり様々なこれから大型事業を計画されておりますから、町民の皆さんに理解をしていただけるように対話の政治を町長には求めたいと思つます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 3 時 3 6 分

再開 午後 3 時 4 8 分

---

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

通告 3 番、大内政照議員、登壇質問願います。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

先に通告した順に沿って質問します。

1、平成 25 年度町長施政方針について町長に伺います。

（1）昨年度、平成 24 年度の町長施政方針の実績についてはどのように評価しているのか伺います。

（2）昨年度、平成 24 年度の町長施政方針についての反省点が、平成 25 年度町長施政方針に記述されていませんが、本当に反省点はないのか伺います。

（3）放射能健康影響に関し健康影響調査で実績把握をするよう記述がありますが、どの程度予算計上しているのか。また、その実績把握の方法について伺います。

（4）I L C（国際リニアコライダー）について記述がありませんが、誘致する計画はないのか伺います。

次、2 番、放射能対策について町長に伺います。

（1）なぜ甲状腺検査をしないのか、その理由について伺います。

（2）セシウム尿検査は体内通過放射能検査であり、体内蓄積放射能検査はどのようにして調査するのか伺います。

（3）昨年 1 2 月議会で質問しましたが、放射能対策室から回答がないのもう一度同じ質問をします。町内の通学路を含めた道路の放射線量はどうなっているのか伺います。

（4）一般宅地の除染土壌は校庭で実施したように、防水性の袋に入れて埋設し一時保管すべきと思うがどうするのか伺います。

3、教育行政について、教育長に伺います。

（1）英語教育の充実について具体的な内容について伺います。

（2）平泉幼稚園と平泉保育所は卒園式の招待状には名称併記になっており、二葉きらり園の名称は使われていません。いつになったら二葉きらり園の名称が使われ一体化になるのか伺います。

（3）I L C（国際リニアコライダー）の誘致実現の可能性が高いようですが、関連する教育はどうするのか伺います。

（4）県交通の通学バス定期券補助は小学 1、2 年生が対象ですが、小学 3 年生を対象にする



と何人増加し、予算はどのくらい増額になるのか伺います。

以上で質問を終わりますが、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、大内政照議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず初めに、質問の1番目の町長施政方針演述についての平成24年度町長施政方針演述についての実績と評価、町長施政方針演述についての反省点の二つのご質問にお答えをいたします。

まず評価についてでございますが、特に緊急課題である放射線対策、大震災からの災害復旧及び大型主要事業について申し上げます。

初めに放射線対策につきましては、除染実施計画に基づき子供の生活環境である学校等の除染を優先して行うとともに、給食食材、農産物の測定公表、草地更新事業や健康影響調査を実施するなど多目的に対策を講じて参りました。学校等の除染は計画どおり、ほぼ終了したところでございます。

次に、東日本大震災からの災害復旧につきましては主に道路災害でしたが、補助、単独事業合せて107カ所全てを実施、完了したところでございます。

次に、町立体育館建設事業につきましては、現在までに5回の体育館建設検討委員会を重ね、各種検討をいただいております。また、パブリックコメントや住民説明会を実施しながら、基本構想、基本計画の策定準備を進めているところでございます。

次に、黄金沢企業誘致用地整備事業でございますが、土地活用の問題などがあり、現在、関係者による協議、検討を実施している最中でございます。引き続き関係者が合意できる具体的な活用方法について検討を行っているところでございます。

次に、スマートインターチェンジ整備事業につきましては、平成23年度に関係者による勉強会を5回実施し、その中で現状では採算性が低いことから利用者の増加のための対策の検討について指摘を受けたところであり、平成24年度においては採算性を上げるために必要な利用者増加につながる施策の検討を行ったところでございます。

最後に、道の駅平泉（仮称）の整備事業につきましては、定期的に関係課と調整会議を行いながら、併せて関係機関との協議を実施してきたところでございます。昨年10月25日には、道の駅施設の施設レイアウトの決定、提供するサービス内容、管理運営形態について道の駅平泉（仮称）施設整備検討委員会を立ち上げ検討を行っているところでございます。

ただいまは大型主要事業についてのみ申し上げましたが、ほかの各種施策につきましても計画的に執行し取り組んで参ったところであります。しかしながら、町立体育館建設事業では十分に住民からの理解が醸成されていないことも事実として認識いたしましたし、他にも進捗が遅れ気味の事業もございます。これらを今後の反省点と捉え、特に大型主要事業につきましては住民への十分な説明を行い、ご理解をいただきながら実現して参りたいと考えております。また、他の各種施策につきましても、総合計画に掲げる将来像の実現に向け推進して参りたいと考えており

ます。

次に、放射能健康影響に関する実態把握についてでございます。

放射能健康影響に関する健康影響調査につきましては、現在4歳から15歳まで希望者135名の尿検査による健康影響調査を現在実施中であり、検査結果がまとまり次第、本人及び保護者に対して結果通知の送付をいたします。なお、新年度においては全体の検査結果について内容をとりまとめの上、公表及び説明会の開催を予定しております。

また、尿検査につきましては、県での継続調査希望者86人の結果が出されており、尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も0.01マイクロシーベルト未満であることから放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられるとの岩手県放射線内部被ばく調査有識者会議において評価されております。このようなことから平成25年度当初予算においては新たな調査費用等は計上しておりませんが、現在町で実施している尿検査の結果及び国で実施している甲状腺結節性疾患有所見率調査の結果等を注視し、新たな知見が得られた段階で改めて対応を検討する必要があると認識しております。

次に、ILC（国際リニアコライダー）についてのご質問にお答えをいたします。

国際リニアコライダーの東北誘致に関しましては、東北の復興と活性化のために町議会とともに昨年8月に県知事に要望したところでございます。また、町といたしましても国際リニアコライダーの東北誘致に向けての機運の醸成を図る目的で今月19日に講演会の開催を予定しておりますし、県南広域振興局主催の学習会等に職員を派遣し、随時情報を収集しているところでございます。国際リニアコライダーの誘致に成功すれば、当地方の産業振興、雇用創出のみに留まらず、教育面での効果も期待されるところでありますことから、まずは県や関係市町との連携を図りながら東北誘致に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。また併せまして、本町におきましても関連する何らかの施設の誘致を検討し、地域産業及び経済の活性化につながる取り組みを実施して参りたいと考えております。

次に、2番目の放射能対策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、甲状腺検査についてであります。

甲状腺超音波検査につきましては、岩手県の有識者会議の評価結果からセシウムによる内部被ばくの状況等から現時点での検査は必要ないと考えられる。福島県以外の地域における甲状腺結節性疾患有所見率調査が行われており、現時点での調査は、のう胞が発見された方に必要以上に不安を与えることになるため実施するべきでないとしております。また、不安が強く、検査を希望する方に対しては受診できる配慮が必要との意見も付されておりますので、その対応につきましては岩手県と協議をしながら対応して参ります。繰り返しになりますが、現在国で実施している甲状腺結節性疾患有所見率調査の結果等を注視し、新たな知見が得られた段階で改めて対応を検討する必要があると思っております。

次に、体内蓄積放射能についてであります。

体内に存在する放射エネルギーを測定する方法としては、ホールボディカウンターにより体内の放射性物質からの放射線を計測する体内計測法と、各排泄物に含まれる放射性物質を計測するバイオ

アッセイ法があります。体内蓄積放射能ということですが、放射性物質は体内に摂取された後一定期間体内に留まり、その間、人体は放射線を受け続けることとなります。そのため内部被ばくによる線量は、1回に接種した放射性物質の量から将来にわたって受ける放射線の総量を考えます。物理学的半減期や尿や便などによる排泄を考慮した生物学的半減期を考慮した上で、生涯にわたって受ける放射線の総量を、大人は50年、子供は70歳になるまでの年数を考慮し、積算により預託実効線量として算出しております。このようなことから生涯累計の内部被ばく線量は預託実効線量として評価されております。

次に、町内の道路の放射線量についてでございます。

昨年9月に文部科学省の走行サーベイを活用して、国道、県道を含む全ての道路を隈なく測定した結果が、2月19日に文部科学省より公表されました。これを見ると、先に公表されている航空機モニタリングと同様に、東稲山付近の放射線量が高い傾向にあることが明らかとなりました。例えば、町道中鈴峯小倉線の小倉から県道長坂東稲前沢線にかけての放射線量を見ると、0.16マイクロシーベルトパーアワーから0.31マイクロシーベルトパーアワーとなっており、また、東稲山山頂の県道長坂東稲前沢線では0.14マイクロシーベルトパーアワーから0.28マイクロシーベルトパーアワーとなっているなど、0.23マイクロシーベルトパーアワーを超える地点が多く点在しております。また、平泉地区では0.23マイクロシーベルトパーアワーを超える地点は2カ所しか認められず、この地点からも航空機モニタリングと同様の傾向が走行サーベイでも裏付けられたこととなります。今後とも今回の調査結果をはじめ文部科学省の各種調査を参考としながら放射線量の動向把握に努めていきたいと考えております。

次に、一般宅地の汚染土壌についてでございます。

平成25年度から一般宅地等の放射線量低減化対策について、所有者や地域のコミュニティの協力を得ながら推進していくこととしております。低減化対策では、放射性物質が付いている土などを取り除く、放射線を土などで遮る、取り除いたものを生活している場所から遠ざけるという、取り除く、遮る、遠ざけるを基本に対策を組み合わせて行っていきます。

そこで宅地の除染に伴う除去土壌については、まず敷地内に埋設する場所をあらかじめ決めておいてもらうこととなります。除染方法は表土を除去し遮水性の袋に詰めて埋設する方法が一般的な工法となりますが、一般宅地等の低減化対策では、その宅地の状況と放射線量の程度、除去土量の量など、宅地の環境を考慮し所有者の方と相談しながら進めていくこととしております。

私からは以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

教育行政について、4点にわたってのご質問がございましたので順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の英語教育の充実についての具体的な説明をということでございますが、現状と今後の方策についてお話をさせていただきます。

まず外国語指導助手の配置であります。平泉中学校に外国語指導助手を1名配置し、英語の授業の補助に当たっていただいております。また、週1回から2回、両小学校で外国語活動の補助に当たっております。更に幼稚園、保育所の要望に応じ、ゲームや遊びを通して子供たちとかわる機会を設け、英語に触れる体験活動を行っております。

次に、デジタル教科書の活用についてであります。特に小学校では外国語活動でデジタル黒板を活用しております。デジタル黒板での視覚的な提示により学習の内容理解での子供への負担を軽減し、外国語指導助手の英語を聞いたり、子供が繰り返し話したり、活動したりすることを重点に活動が展開できるようにしております。

最後に英語検定への取り組みでございます。中学校での取り組みになりますが、今年度は受験者数47名でございました。他の検定では、数学検定が16名、漢字検定が52名の受験者でございました。全校の割合は3検定合せますと54%の受験率ということになります。その中で英語検定を受けたものは22%でございます。5級合格者11名、4級合格が7名、3級合格が15名、準2級合格が1名、2級一次合格が1名という結果でございました。もっとたくさんの生徒に挑戦してほしいというふうに考えますが、受験料もかかることもあり家庭にご負担をかけるため強く進められないという現状もございました。

次に、今後の英語教育についてでございますが、まず外国語指導助手については継続した配置を考えております。配置によって大変効果的でありましたので、より活用を進めたいと思います。特に小学校での外国語活動で外国語指導助手とのかかわりは、中学校での英語授業で同様に外国語指導助手にかかわることから、中学校での英語学習への橋渡しの連携の一つになるというふうに考えております。

次に、英語検定の取り組みでございます。新たに町で各種検定補助事業を行いたいということで予算についてもご審議いただきたいというふうに思います。内容につきましては、1回目は全額補助、2回目は半額補助を行います。受験料により負担を軽減し多くの生徒に挑戦する機会を保障したいと考えます。各種検定の中でも英語検定への挑戦を進めて参りたいと、このように考えているところであります。

この取り組みを通して、自分の力を試す経験を増やすとともに生徒に自信と目標に向かう態度を育成したい、そのように考えます。このことはひいては学力向上につながるものであろうというふうに考えるところであります。

最後に授業力の向上でございます。平泉中学校の英語は今年度確実に伸びを示しました。TPでの授業を組むことで互いの良さを学び、自らの授業に取り入れることでお互いに授業力を上げているといえると思います。今後も先生方の成果を認め、研修等を活用し、更に生徒を伸ばす授業を進めて参りたいと考えているところであります。

2点目の平泉幼稚園、平泉保育所の名称併記について、いつになったら一体化されるのかというご質問でございますが、幼稚園は学校教育法に基づいた施設であり、保育所は児童福祉法の適用を受ける施設となっております。それぞれが独立した施設の位置付けとなっております。併設するこの2施設については、保護者の養育時間の違いから園児を預る時間は異なるものの、等し

く幼児教育が受けられるようカリキュラムについては一体化したところであります。なお、二葉きらり園は愛称として使用しておりまして、正式な文書で使用しておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。また、子ども・子育て関連3法が2015年に施行されることから、両施設の運営にあたっては今後の動向を注視していきたいと考えております。

3点目の国際リニアコライダーの誘致の可能性が高いが関連する教育はどうするかという質問でございますが、先端科学技術教育は日本の将来、地球の将来を考える上で大変重要であると考えられます。いわば科学の学びは子供たちに未来を考えさせる教育課題であるといえます。そのような中、I L C日本誘致の動きが加速化しており、国内候補地として名乗りを上げている岩手県、東北地方でも誘致運動に熱気が感じられます。こうしたI L Cへの関心が高まる現在、まさに身近に誘致が期待される地域に生きる子供たちにとって、I L Cとは何かを学ばせることは意義のあることと考えるところであります。しかし、現段階では教育委員会として具体的な指針を示し、学校の年間計画に盛り込むような、まだ学校現場との協議を進めてきておりませんので、今後どのような形で子供たちに科学の芽を育てていくか、現場の声も聞きながら検討して参りたいと思っております。

最後に、4点目の通学バス定期券の補助についてでございますが、バス通学定期券補助は、1区、8区、9区、14区に住所を有する小学校1年生、2年生の児童に対して補助を行っております。平成25年においては、1年生が21名、2年生が19名、計40名でございます。予算額で135万7,980円を見込んでいます。議員ご質問の小学校3年生を対象にした場合、適用を受ける児童数ですが、16名でございます。予算にすると56万5,740円となります。議員ご提案の通学バス定期補助の拡大でございますが、児童の体力や地域の実情と両小学校とも協議をしながら検討して参りたいと考えております。以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

それでは、まず教育行政から質問させてください。英語教育の充実についてはかなり外国語指導助手やデジタル黒板の活用、それから英語検定の補助ということで、英語検定の補助とかは特に今一関高専あたりでもやっていますので、是非これは強力に学校としては進めるべき内容だと思いますので、今後ともより一層進めていただきたいというふうに思います。

以前から私、世界遺産で外国人が来るので英語教育を充実した方がいいのではないかという意見を話してはしましたが、ちょっと放射能の影響で外国人観光客ががた減りなのです。そんなことでI L Cを今度ターゲットに、I L Cですと世界中の研究者が、約1万人規模の都市をつくるぐらいの方が来るだろうといわれていますので、その子息、子供たちがかなりの人数が来ると。それにはやはり共通語は英語ですので、英語教育が大事だということで、このI L C絡みでも英語教育を是非やっていただきたい。一関あたりですと小学生でも英検を受けている子もいるのです。平泉は残念ながらないと思いますけれども、そういうやはり教育というのは固定された考え方ではなくて、親なんかの熱意もありますけれども、学校サイドとしてもやはりそう

いうことをやれるのであればどんどんね、小学生5年生、6年生でも英検をどんどん受けてもらうぐらいのやり方をやられてもいいのではないかというふうに思いますので、是非教育をお願いしたいと思います。

二葉きり園の件については愛称ということですが、やはり何となく、私まだ今いませんのであれですけども、せっかく一緒になってやっている以上は、組織的には確かに文部科学省と厚生労働省の違いなのでしょうが、やはりこの使い方をもう少し工夫して、一体になっているよということをもう少しやってアピールしてやっていけばというふうに思います。

4番目の通学バス定期券補助、これ実は小学3年生以上は自転車通学になっているということなので、小学3年生はまだ体力的にも体格的にも小さくて自転車通学は困難と思われるという意見が出ております。体格なんかは人によって違いますけれどもね、大体3年生はまだ難しいのではないかと。以前保護者からも要望があったように聞いておりますが、通学バス定期券補助、小学校3年生に拡大するように前向きに検討すべきだと思います。予算が、3年生は16名が増加して56万5,740円という金額ですので、そんなに大きな金額とは私はあまり感じないですけどもね、それこそ何億円という話を今している中でね、56万5,740円であれば何とかできるのではないかと思いますので、是非この辺も前向きに検討していただきたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

英語検定について、小学生も受けるようなそういったような取り組みをとってお話でしたが、今のところそこまで考えてはいないところです。例えば大阪市長だったでしょうか、小学生で3級をとらせるのだというすごいPRをしたところもあるわけでありましたが、現実的に見ますと、今年度の英語チャレンジテストというのがありまして、中学校3年生全県で受けているものがありますが、その結果を見ますと3級程度、挑戦すれば3級までなんとかいくという数が全県の平均で約36%、平泉は33.3%でございました。人数にすると2人ぐらいかというふうに思います。逆に中学校3年生で5級程度と判定された者が40%を超えるくらいおります。ですから、トップの子たちを引上げることと同時に、何とか卒業までに底上げをというふうな思いがございます。それで今回大きな予算を付けていただく、これから認めてもらうわけですけども、それは全校生に受けさせるというそういう計画であります。

級によって金額は違うのですが、数学、それから国語、それぞれ違いますけれども、ならしめすと1回2,000円ぐらいの検定料になります。それで1.5回、1年でチャンスがあると、卒業までに6回のチャンスを与える、そういう形で、英検に限らず得意な数検あるいは漢検でもいいわけでありまして、そういった形で子供たちにやればできると、ここまで自分は達成する目標設定をさせながらやっていったらいいのではないかというふうに思っています。

なお、平泉中の校長にお話を聞きますと、そんなに検定を受けるのに抵抗感はないと思いますということでありました。よく春先になりますと新聞に実業高校等で国家試験みんな受かったと写真が載ったりすることがあります。いわば平泉中学校が検定に対してみんな受けるという

機運を醸成することによって、みんなやれるのだというそういう自信を付けさせたい、そういう思いがあります。無理くりというわけにはいきませんが、何とか先生方の力もお借りしながら、この運動的な形で展開をしてより良い方向に進めて参りたいと思います。

それから I L C 絡みであります、先程触れませんでしたけれども、例えば平泉中学校は昨年、岩手医大で元研究者として活躍している先輩が学校に来て、DNAとかそういった実験をしながら、3年生が対象だったのですけれども、いわゆる科学というものの楽しさというふうなことを伝えていただきました。ある意味でキャリア教育にもつながったのであろうというふうに思います。ですから I L C に限らずですね、今理科離れ、最近は I L C 絡みの日報の記事で、理科底上げをという記事も特集載っておりました。何とかいろんな場を、いろんな機会を通じてですね、子供たちに理科というものの楽しさを、あるいはそういうふうに進む道もあるのだということも味わわせたい、体験させたいというふうに思っております。

それから幼保についてですが、一つ屋根の下でカリキュラムを一緒にしてあります。行事もみんな一緒です。そういう形で実質的には進んでいるというふうに私は捉えております。ですから、あとは制度的に、国のものは2015年からというふうに聞いておりますので、着々と、先生方の交流とか研修も含めながら進めていければなというふうに思います。

最後に、子供たちの通学の件についてであります、私もよく分かっていないのですけれども、あるいはこの通学定期を発行するという、補助するという、なにか歴史的な経緯もあるのかというふうに思ったりするところがございます。そういう研究をさせていただきながら進めていければいいかと思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

今の答弁で、是非実現に向けてですね、特に通学バス定期券補助関係は以前から保護者からの要望もあったという話もありますので、前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

英語教育については、是非今後、中学校は一つしかありませんので全員参加でね、全生徒に頑張ってもらいたい。先生方もそれに向けて一生懸命力を入れてほしいというふうに思います。

では最初の方の質問にちょっと戻らせていただきます。

町長から昨年度の町長施政方針についての実績評価ですね、大きなものはお話いただきました。一応方針に向かっては頑張っているような答弁でありましたが、ある一定の評価はしたいと思いますが、去年もそうなのですけれども、今年もあまりにも広範囲に演述しているのですよ。というのは20ページでしょう、演述される方も大変だと思いながら聞いていましたけれども、事実聞く方も大変だというのが実感としてね、やはりもう少しコンパクトに、重点的にこれがあつたというようなことを演述の中で方針を話されるのがいいのではないのかという感じがしました。確かに進捗が遅れている事業もあるということなので、その辺については逆に演述の中でそういう表現を使えばいいではないですか。それが昨年度の評価なり反省になるわけですよ。表現の仕方がちょっと不足している部分が多いです。その割にはあまり必要のないことをぐだぐだと

述べているというのがあってね、町民にはちょっと分かりにくいですよ、この演述では。

それで町立体育館などお話ししていましたが、協働のまちづくりを目指す平泉町長としては、町民との対話を重視にすべきではないですか。なにか町民の意見を無視するようなお話が多いものですかね、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

町民との対話については、今年度もまちづくり地域懇談会という形で、まず地域の課題をというふうな話で各行政区の方をお願いして、それぞれの団体をお願いして、ある程度の成果といたしますか、を得ながらそれぞれ行政に反映させていただいております。今回の部分について、それぞれ財政の状況もここ数年といたしますか、合併の議論をした以降、町の財政について皆さんにお知らせする機会がなかったということなので、それも含めて平成25年度はその辺も、財政なり今後の町の計画なども含めて説明をして参りたいというふうに考えているところでございます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

町民との対話では、いろんな集会があって反対意見ばかりです。町立体育館建設賛成なんていうことは聞こえてこないですよ。その辺もう少し真摯に受け止めるべきだと私は思います。

話を変えます。黄金沢企業誘致団地についてですね、昨年度は整備という言葉を使っています。今年は活用が変わっています。整備しないで活用してしまうのですか、ちょっと意味が分からない。そこら辺の説明をお願いします。

次にもう一つね、スマートインターチェンジ、採算性が低いからというようなことを先程おっしゃっていましたが、県ではCランクに落としているのですよ、Bランクから。Cランクというのは実現不可能に近い話ではないですか。町長ね、もう少し現実を見て、県ではもうこういう考え方をしている、Cランクだよという考え方をしている。いいですか、夢物語ではなく事実、現実をしっかりと見据えて行動すべきですよ、だめですよ。そこら辺どうですか、答弁をお願いします。この2点。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

黄金沢の企業誘致用地につきましては、整備から活用が変わったということでございます。先程も申し上げましたとおり、地権者の関係がまだ今確定ではないということになっていまして、状況が若干変わってきているというふうな状況はご理解願いたいと思います。ですので、その方策について今、地権者会の方でその企業誘致というふうな形での整備ということで、それを受けて町としては今進めておりますが、それ以外の方法についても検討するというふうなことで、今実は提案しております。ですので、その辺が確定しなかったものですから活用というふうな表現



をさせていただいたところでございます。

スマートインターチェンジの関係でございます。確かに町から県の方に要望した段階では、その回答についてはCランクということですが、現在、県の担当課とも今話をしておりまして、前向きな形でですね、県もそれを受けて今作業をしている段階でございます。決して県は、Cランクになったからそれをしないという話ではございません。いずれ設置できる方向で県も今動いているといたしますか、それぞれ町と関係する国とも合わせて、最終的にはネクスコの判断がそこにあるわけですが、国、県も併せて今協議をしている段階だということはご理解願いたい。決してCランクだから県は全く話に乗っていないということではありませんので、その辺はご理解願いたいというふうに思います。以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

今二つの話を並行してやっているものですからあれですけれども、黄金沢の件ですね、地権者会の問題ではなく、何か今計画なり考えていることがあるのではないですか、はっきり言った方がいいのではないですか、どうなのですか。だめですよ、隠しては。

それとスマートインターチェンジね、採算性が低いからCランクになっているわけでしょう。だって黄金沢企業誘致とスマートインターチェンジはある意味今までペアで話が進んできているのですよ。それが片方だめで、片方がなんか今ちょっと雲行きが悪いと、そうしたらもうできないではないですか。本当にできるのですか。いいですか、スマートインターチェンジは今回900万円の予算を確か組んでいますよね。可能性の低いものに900万円、子供の通学バス定期券補助5万6千740円、比較のレベルが違っても金額のあれでいけばですよ、私有家計の財布を握ってればやはりそちらのほうに使いますよ、少なくとも。夢みたいな話に900万円なんていう予算は組まないですよ、おかしいのではないですか。だから予算の組み方がおかしいのですよ。町長もう1回、答弁願います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

スマートインターチェンジの今の状況について説明いたしますが、スマートインターチェンジにつきましては、設置をしたいといった場合に観光と今お話し黄金沢土取り跡地への企業誘致、この2本立てでお話を進めて参りましたけれども、先程の採算性がとれないという国からの指摘なわけですけれども、これについては黄金沢の企業誘致が実現するという見込みではだめだということでございます。ですので、現在の黄金沢の企業誘致は数年後かということになりますので、それについては採算性の中含まれないということから、現在の採算性がとれないという国の評価になっております。ただ、現在、平泉町として観光について、世界遺産登録後の観光振興が増えているわけでございますので、それをその採算性の計算の中に入れられないかということで、平成24年度に国、県等と協議をして参りまして、やっとその案といたしますか、平泉町の案を作

成できたという段階でございまして、3月中に国、県との勉強会を再開するという運びになっております。そうした中でそれが認められれば平成25年度中の採算性、これは今後の協議が必要なのわけですが、是非認めていただくように国にご理解をいただいて、ネクスコにも併せてご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。それで今回、平成25年度の予算につきましてはそういう見込みが一応考えられますので、その予算として計上したということでございます。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

無駄金にならないければいいとすごく危惧しております。是非獲得しなければだめですよ、CランクであってもAランクにしてください。

それで企業誘致活動として、町長は多額の出張旅費を費やしてトップセールスを行っていますが、その成果はどうなのですか。昨年、岩手県内では40社以上の企業が進出してきております。しかし平泉町には来ていません。成果がゼロではないですか、いかがですか。答弁をお願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

企業誘致につきましては大変私も悩んでいるところでございます。多額の旅費という話を今されましたが、これは突然に決まって突然に来るといふような話にはなり得ないものだというふうに思っています。やはり他の市町村では長年にわたって企業誘致についてそれぞれ歴史があるというふうに思っています。そしてやはり地域間の競争です。これは市町村の本当にまさに競争だと思っております。そこになんとか私も、そこになんとか見つけながらやっている最中でございます。何もしなければもう先が見えないのです。ですので、私はいろんなセミナー、企業懇談会に行つて平泉のPR、それをして、その中で興味のあるところ、私自身PRしております。そこを何とか、理解まではいけないのですが、他の地域と違う平泉の良さを、これは本当に時間はかかるものだというふうに思っております。たまたま平泉がいいというところがあればいいのですが、それはやはり他の工業団地との比較をされますし、当然交通網なり単価の問題も出てきます。これは地道な活動の中で企業誘致というのは成り立つものではないかというふうに思っております。

ゼロという話は本当に重く私も受け止めております。更なる方法もいろいろと他の市町村、教えてはいただきませんが、本当に時間を見つけては上京しているというふうな市長、町長の話を聞くにつけですね、私はもっともっとやはりそういうところをやらなければいけないのかというふうに思っております。いずれこれは息の長い、そして効率的な運動の中で企業を何とか誘致したいという思いは全然今でも変わらないという思いで、これからもずっと取り組んで参りたいというふうに考えております。以上です。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

今の答弁をお伺いしますとね、以前は確か県と打ち合わせをしながらという表現で答弁されていたと思うのですが、もう県と打ち合わせをしてもだめだと、自分でやってしまうと、けれども自分でやっちゃってもうまくいっていないよというのが現実だと思うのですね。では、どうしたらいいのですかね。町長自身、今までセールスマンをやったことはないですよ、ない方がやることができるものなのではないでしょうか。セールスマンをやってもなかなか難しいというのが現実ですから、よほど何かメリットがなければ企業は来ないですよ。そこら辺、やはりしっかりもう少し冷静に検討する、考えるべきではないですか、知恵を出して。多額の出張費だけではやはりだめですよ、そう思います。本当に残念です。

話を変えます。今の話はそこまでにして、行財政改革については、平成23年度は紙面を多く割き強い意欲を示したが、昨年度と今年はトーンダウンしています。もはや熱意がなくなったのではないのでしょうか。行財政改革が基本となり、ラスパイレス指数なども含め行財政が重要となります。この辺はどうでしょう、熱意を伺います。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

行財政改革に対する熱意が薄れているのではないかという話でございますけれども、いずれ行財政改革につきましては、引き続き第3次の構想等に基づきまして改革を進めているところでございますし、行政改革プランの中の項目に基づきまして、粛々とそれに基づいた行動を実施しているところでございます。少なくともやる気がないというふうな方向ではございません。きちんとその計画に基づいた形で実施をしていく、今後につきましても実施をしていくつもりでございますし、いずれその改革と併せまして総合計画に基づく住民サービスにつながる施策を計画的に執行していくという考えのもとに進んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

ちょっと今ラスパイレスな話をしますが、町民の皆さんは、岩手日報なんかにも出るのですよ、ラスパイレス指数が。平泉町は盛岡市に次いで2番目とかね、ぱっと見て分かるのですよ。そこで努力しているとか言ったってそれは嘘だよと言われるのが関の山ですよ。ラスパイレス指数が一つの目安ですからね。やはりそういうことも含めて、行財政改革はこれが基本ですから、予算は少ない、予算は少ないと町民に言いながら職員の給与が高いのでは言い訳にならないではないですか。やはり職員もそこら辺なり努力して、ある程度給与も抑えた中で町の予算を運営していくというのが筋だと思いますよ、町長いかがですか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今ラスパイレス指数の話になりました。確かに当町のラスパイレス指数は高い位置にあります。それはそれぞれの今までの経緯があつての話でございますし、ただ、それが一概に職員といいますか、ラスパイレス指数が、その数字が一人歩きではないというふうに私は思っております。今まで町として今の職員適正化計画といいますかね、そういう中でそれぞれ人員の削減なりそういうことをして、総体的な判断の中でご理解をしていただかないと、単なるラスパイレス指数だけで判断するのはどうかと思っております。ただ、私も職員にも話をしておりますが、やはり職員がそれなりの仕事をやらないと、やってもらうという思いも私は一方ではございます。そういうふうなところも併せましてこれからも、先程申し上げました町民への財政の部分も含めて、説明の中ではそういう部分も併せて説明しなければいけないのかと、そういうふうなご質問の答弁での説明というふうには思っております。以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ラスパイレス指数を正当化する表現ですね、それはちょっと町民の皆さんは理解できないと思うので、もしあれでしたら詳しくね、こうであるから正しいのだよという話を是非してください。岩手県で2番ですからね、説明のしようがないですよ。それでILCに関して技術がないのですよ。取り組みを実施したいと口では言っていますけれども、町長の施政方針に書いていないではないですか、やる気がないとしか思えないですよ、これ。答弁だけでいい加減なあれしないでくださいよ。記述がないのだから、やる気がないとしか思えないではないですか、丸っきりのだから。どうでしょう、去年の秋ぐらいからですか、ILCについては随分話題になって、我々議員もちょっと勉強を1月ぐらいにやったのですが、ちょっとひどいですね、本当に何を考えているのか分かりません。

それで時間も終わりに近いので1点だけ。隣の宮城県の栗原市ではホールボディカウンターを購入し設置して市民の健康管理をするようですが、平泉町はどう考えているのですか。栗原市です。これは町民の要望に対して栗原市の市長が、市議会がやったところです。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

ホールボディカウンターにつきましては、先程町長も答弁しましたが、健康影響調査の中では尿検査で対応したということでございます、一つは。それから栗原市では確かに購入したという記事を私も新聞で見ました。それで町民、市民を検査していくという情報でございました。ここも再三繰り返になってしまうのですけれども、ホールボディカウンターで検査した数値が微少なものですから、検出限界未満が大半であるということもまたいわれております。これは福島

例とかでもそういう話がされておりますので、現時点でホールボディカウンターについては平泉町としては考えていないというような状況でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

私が放射能に関して健康調査を気にしているのは安全かどうかなのです。2年経って、先日も国会でちょっと国会議員が質問していましたが、福島県では早くも甲状腺がんが3人かかったそうです、2年でね。しかもそれが10代の若い女性とっていました。今後増加することが予想されます。これはチェルノブイリでも実証されています。2年目以降から増加すると予想されます。そうであって定期的な血液検査とホールボディカウンターも含めてね、血液検査が一番いいそうなのですが、有効と思われていますが、実施する予定は、そこまでは考えていないのでしょうか、いかがですか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

現時点ではそこまでは考えておりませんが、町長も申し上げましたとおり、国で実施している甲状腺結節性疾患有所見率調査というのを福島県以外でも、青森、山梨、長崎、3県で実施しているというふうなお話も聞いておりましたので、それらの結果も踏まえまして、やはりそこは知見が得られるまで注視していきたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

私は結果出てからでは遅いと言っているのです。予防ですよ、予防検査ですよ、結果出たらもうばたばたばたとなったらどうするのですか、あなた責任とりますか。いやいや町長か、町長です。ですから、今時点でお金がかかってもとにかく予防検査、インフルエンザだって検査を無料にしているのではないですか、そのぐらいの検査をきちんとやってほしいというのが私の要望です。

最後にもう1点ね、12月議会で質問したけれども、今日は口頭で答弁いただきましたがね、地図が出ているという話があるのですよ。以前ちょっと2月19日ですか、その時に地図を議会に出してくださいと言っているのですよ。今日何日ですか、放射線対策室長、教えてください。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

2月19日に文部科学省から走行サーベイで測定した結果が公表されております。それで、いずれ今日を出すことはできませんが、出しておりませんが、全員協議会等の場などでカラー刷りの公表になっている資料を出しながら説明して参りたいというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

これで大内政照議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

---

議 長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日6日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会といたします。

ご苦勞様でした。

散会 午後4時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 佐々木 雄 一

同 千 葉 勝 男